

秋田城の成立・展開とその特質

History of Akita Castle

熊谷公男

KUMAGAI Kimio

はじめに

- ① 秋田城前史
- ② 秋田出羽柵の段階
- ③ 城制秋田城の段階
- ④ 郡制秋田城の段階

おわりに

【論文要旨】

最北の城柵秋田城は、古代城柵のなかでも特異な存在であり、また歴史的にも大きく性格が変化する点で興味深い存在である。本稿は、秋田の歴史への登場から元慶の乱まで秋田城の歴史をたどり、秋田城の歴史的な特質を明らかにしようとするものである。

秋田城の起源は天平五年（733）に出羽郡から秋田村に移転した出羽柵である。この秋田出羽柵は、律令国家の版図のなかで北に突出した場所に位置し、北方交流の拠点であったが、通常の城柵とちがいで領域支配は著しく未熟であった。その後、仲麻呂政権の城柵再編策によって桃生城・雄勝城が造営されると、出羽柵は秋田城と改称され、陸奥国と駅路で結ばれて、孤立した立地はある程度改善されるが、領域支配の強化が蝦夷との対立をまねいて防備が困難となり、宝亀初年には出羽国から秋田城の停廃が要請される。中央政府もそれを承認するが、まもなく三十八年戦争が勃発し、城下住民が南の河辺郡への移住を拒んだために廃城は先送りされる。

山道蝦夷の制圧を前提とした桓武朝の城柵再編が秋田城の歴史の大きな転機となる。胆沢城・志波城の造営によって陸奥国の疆域がようやく秋田城と同じラインまで北進し、また弘田柵（第二次雄勝城）が造営されたことで、秋田城の孤立した立地が解消される。さらに秋田郡が建置されて、通常の城柵のように城司一郡司の二段階の城柵支配が行われるようになる。その後、城司の支配がおよぶ「城下」が米代川流域にまで拡大され、秋田城の支配体制が飛躍的に強化される。その結果、百姓の「奥地」への逃亡や、城下の蝦夷村の収奪強化などの新たな矛盾が生まれる。これは一方で「奥地」（米代川流域・津軽地方）の社会の発展を生み出すが、もう一方で城下の蝦夷村の俘囚たちの反発をまねき、やがて元慶の乱が勃発する。

【キーワード】 最北の城柵、北方交流、出羽国府、停廃問題、城柵再編、城下支配

はじめに—秋田城の歴史的特質—

秋田市寺内に所在する秋田城は、古代城柵中、最北の城柵で、北緯39度44分に位置する。ちなみに陸奥側の最北の城柵は志波城であるが、その緯度は北緯39度41分で、秋田城とさほど差はない。しかしながら志波城が造営されたのが延暦二十二年（803）なのに対して、秋田城の起源となる出羽柵が秋田村高清水岡へ移転することになったのは天平五年（733）のことで、志波城の創建よりも実に70年も遡る。しかもこのとき出羽柵は、出羽郡（山形県庄内地方）からいっきに100kmも北進することになる。そのころ陸奥側では多賀城よりも30kmほど北の大崎・牡鹿地方の玉造・色麻・新田・牡鹿等の諸柵のあたりが北辺であった。緯度でいえば北緯38度30分前後で、庄内地方よりもやや南にあたる（②章2節図1参照）。このようにみても、秋田村に移転した出羽柵が、出羽側の庄内地方と陸奥側の大崎地方をむすぶ天平期の律令国家の版図の北辺ラインからいかに大きく突出した場所に位置していたかが知られよう。

陸奥が道奥（みちのく）、すなわち道＝東山道の最奥のところという意味に由来するのに対して、出羽の語源は出端（いでは）、すなわち越後国の北の突端という意味であることはよく知られている。秋田は、出羽国のそのまた突端に位置しており、その点で出羽国の特質が集約された場所といえよう。実際に秋田城の歴史をたどってみると、出羽国の突端に位置する最北の城柵という特殊な立地が、秋田城に特異な性格を付与していることが浮かび上がってくる。そのことをもっともよく示しているのが、つぎの『日本後紀』延暦二十三年（804）十一月癸巳条である。

出羽国言、秋田城建置以来卅余年。土地墾墾、不_レ宜_二五穀_一。加以孤_レ居北隅_一、無_レ隣_二相救_一。伏望永從_二停廢_一、保_二河辺府_一者。宜_レ停_レ城_レ為_レ郡、不_レ論_二土人・浪人_一、以下住_二彼城_一者_上編附_甲焉。

このとき、秋田城を管轄している出羽国が、秋田城は城下の土地がやせていて農業経営に不向きなうえ、出羽国の「北隅」に孤立しているために防御も困難であるとして、秋田城の廃止を訴えたのである。

出羽国司の「土地墾墾、不_レ宜_二五穀_一」ということばが単なる舞文でないことは、考古学的にも裏づけられる。というのは、8世紀代には秋田城周辺も米代川流域も、既知の集落遺跡がきわめて少ないという事実があるからである。秋田城周辺では8世紀のめだつた集落遺跡は後^{うしろじょう}城遺跡^{うしろじょう}ぐらゐのものとされる。後城遺跡は、旧雄物川河口付近の右岸、秋田城の外郭の北西部に隣接したところに位置しており、秋田城と密接に関連する8世紀前半の集落である。注目されるのは在地系の土師器甕のほかに、北陸や関東北部のものに類似した須恵器坏が出土していることで、在地の蝦夷系の人々とともに北陸や関東からの移民が雑居していたとみられている。要するに、出羽柵の北進と一体となった移民政策の所産とみられる集落遺跡なのである。9世紀に入ると、ようやく秋田城周辺から八郎潟東岸にかけての地域で集落遺跡が増加してくる。しかしながら米代川流域で集落遺跡が増加してくるのは、9世紀後半をまたなければならないのである⁽²⁾。

文献史料からは、すでに7世紀代に秋田・能代などに有力な蝦夷集団が存在していたことが知られるので、筆者は、このような考古学的知見がそのまま住民が稀少であったことを示すかどうかにか

については、なお検討を要すると考えているが、それにしても8世紀代の確認された集落の少なさは際立っている。考古学的にみても「土地墾墾、不_レ宜_二五穀_一」という出羽国司のことばは、一定の事実を伝えているとみるべきであろう。

延暦二十三年の出羽国司の言上で、秋田城の特質を端的に示すもう一つのことばが「孤_一居北隅_一、無_レ隣_一相救_一」である。このような戦略上重大なことが、出羽柵が秋田村に移転してから70年以上も経って、秋田城を管轄する当事者である出羽国司から発せられているのは、だれしも奇異な感を抱くのではなからうか。実は、防御が困難なことを理由に秋田城を停廃したいという出羽国の要請は、すでに宝亀初年（770年代初頭）に行われていた。しかもそのときは、中央政府もいったんはそれを承認して、秋田城から城司や常備軍（軍団兵。のちに鎮兵が加わる）を引き上げてしまうのである。ところが、廃城とともに実施することになっていた南隣の河辺郡への秋田城下住民の移住策が住民の抵抗に遭って頓挫し、結果的に秋田城は存続することになったとみられる⁽³⁾。

このように、秋田城の停廃問題は少なくとも宝亀初年にまで遡ることになり、奈良時代末期から平安初期にかけての懸案事項であったことが知られる。そうすると、秋田城、したがってその前身となる秋田出羽柵は、農業経営上も、戦略上もあまり利点のないところに建置され、しかも長年にわたって存続してきたということになる。それはなぜか、ということが問われなければならない。さらに問題となるのは、そのようなところに住む住民が、より安全な南隣の河辺郡に移住することを忌避して、出羽国の指導にもしたがわなかったという事実である。これら秋田城下の住民は、何を生業としていて、なぜ秋田からの移住を嫌ったのかも問われる必要がある。

出羽柵をなぜ防備のむずかしい秋田村にあえて移転させたのかという問題を解くかぎは、秋田城の立地にある。秋田城は旧雄物川（古代の秋田河）の河口の右岸に所在する清水丘陵上に位置する。標高40m以上の丘陵の高い部分を取り囲むように外郭がめぐっており、その平面形は北西部を欠いた不整形方を呈する。外郭西辺から旧雄物川（古代の秋田河）の河口まではわずか500m程度であり、これまでも指摘されているように、秋田城が海上交通とつよく結びついていることを物語る立地である⁽⁴⁾。

秋田城と海上交通の密接な関わりは、秋田城の成立過程にも顕著に表れている。周知のように、秋田が歴史にはじめて登場するのは斉明朝の阿倍比羅夫の北征のときである。このとき比羅夫は、軍船を率いて齋田（秋田）浦に来航し、齋田・淳代（能代）の蝦夷を服属させ、さらに北上して渡嶋（＝北海道）蝦夷をも服属させる。そしてこのとき先導役を務めたとみられるのが、すでに服属していた津軽蝦夷であった⁽⁵⁾。津軽蝦夷が先導役となったのは、彼らと秋田・能代・渡嶋等の蝦夷との間に日常的に交流があり、さまざまな情報を得ていたからと考えられる。さらに渡嶋蝦夷は、このころ肅慎（アシハセ）の攻撃にさらされており、比羅夫の一隊に救援を求めたことで、肅慎も王権に服属することになった。すなわち比羅夫の北征には、秋田から渡嶋にかけての北方日本海地域のネットワークの存在が前提となっていたのであり、このとき倭王権は、津軽蝦夷を介して、そのネットワークで結びついていた北方の蝦夷諸集団を服属させ、朝貢関係を結ぶことに成功するのである。

なお、本稿にいう「北方日本海地域ネットワーク」とは、秋田・能代・津軽などの本州北部日本海側の諸地域と北海道の渡島半島（日本海側）・石狩低地帯北半部の諸地域との間に形成された、ヒ

トやモノの交流を中心とした海路による地域間ネットワークをさす。太平洋側には、これとは別に上北・三陸地域と渡島半島（噴火湾側）・石狩低地帯南半部方面とを結ぶネットワークも形成されていたとみられる。二つのネットワークは、互いに交差しながらも相対的に独立して、本州北部と北海道道央・道南地域との交流を支えていたと考えられる。3～6世紀の続縄文文化の東北北部への南下、7世紀以降の土師器・カマド付き竪穴住居・末期古墳の北海道への伝播などの考古学的な事象は、このような地域間ネットワークの存在を証するものである。7世紀後半以降の渡嶋蝦夷の来貢は、自生的に形成された地域間ネットワークの一端を律令国家が政治的に掌握したものととらえることができよう。

如上的ように、秋田と王権との関わりは海路を通してはじまる。しかもその背後には北方日本海地域における蝦夷諸集団、肅慎（アシハセ）、さらには大陸の渤海およびその支配下の靺鞨諸集団にまで達する海路のネットワークが存在していた。この事実が、以後の秋田と古代国家の関わりを大きく規定することになったと考えられる。さらに、秋田と海上交通との関わりは、国家レベルのものにとどまらなかったことに注意しておきたい。宝亀初年に出羽国と中央政府が一致して秋田城の廃城と住民の河辺郡への移住を決定し、城司と常備軍が引き上げたにもかかわらず、住民が政府の移転計画に従わなかったことが大きな原因となって計画が頓挫してしまうのも、この北方日本海地域のネットワークの存在をぬきにしては理解しがたいと思われる。奈良時代に秋田城下に居住していた人々の多くが交易によって生計を立てていたことを想定するのも、あながち荒唐無稽ではあるまい。

このように奈良後期～平安初期の秋田城は、「土地境塙，不_レ宜_二五穀_一。加以孤_二居北隅_一，無_レ隣_二相救_一」という特異なところに立地していたために、その存続自体が政治問題化するような維持のむずかしい城柵であった。それにもかかわらず停廢にいたらなかったのは、秋田の背後に広がっていた北方日本海地域のネットワークの存在であり、そのネットワークに生活の糧を得ていたとみられる城下の住民の行動であったと考えられるのである。

ところが、延暦二十三年（804）の「停_レ城為_レ郡」という措置を境にして、停廢問題はすっかり影をひそめてしまう。筆者は、これは、9世紀初頭を境にして秋田城の城柵としての性格が大きく変化していくことを示すのではないかと考えている。

「停_レ城為_レ郡」に関しては、これまで「国司による城司から郡司への官司機構の転換」と解する今泉隆雄氏の見解が通説とされてきた。⁽⁶⁾すなわち、常備軍を率いて秋田城の防守にあたってきた城司を、常備軍とともに城から引き上げ、代わりに郡を置いて郡司の支配に委ねるという意に解するのである。しかしながら、それでは「孤_二居北隅_一，無_レ隣_二相救_一」という状況の打開には逆行することになってしまう。筆者は、「停_レ城為_レ郡」とは、行政単位として「城」を「郡」に編成替えすることをいったもので、秋田城の城司機構はこのあとも存続すると考えた。要するに、これ以前ほぼ70年にわたって、⁽⁷⁾城司が直接、城下の領域支配を行ってきた「城制」を改め、秋田城下に秋田郡を置いて郡制を敷き、城司—郡司の二段構えで「不_レ論_二土人・浪人_一，以_レ住_二彼城_一者_レ編附」して郡内の支配を行う、⁽⁸⁾支配体制の強化策を行ったとみられるのである。

このように秋田城下では、延暦二十三年に秋田郡が建置されるまで、長期にわたって郡制が施行されず、「城制」のままであった。私見によれば、「城制」が長期にわたって存続したのは、陸奥・

出羽の諸城柵でもほかに例がなく、秋田城にだけみられるものである。⁽⁹⁾これまた奈良時代の秋田城の特質を端的に示すものといえよう。

この時期、ようやく山道蝦夷に勝利し、三十八年戦争の勝利をほぼ手中にした律令国家は、陸奥・出羽両国にわたる城柵支配の再編、強化策を断行する。それが延暦二十一年（802）の胆沢城、翌二十二年の志波城、払田柵（＝第二次雄勝城、④章1節参照）の造営と、延暦二十三年の「停_レ城為_レ郡」という決定を受けて着手されたとみられる秋田城の大改修である。この事実をふまえると、「停_レ城為_レ郡」とは、この時期に組織的に実施された城柵支配の強化策の一環をなす政策にほかならず、その結果として長年にわたって懸案とされてきた秋田城の「孤_レ居北隅_一、無_レ隣_レ相救_一」という特異な立地がようやく解消に向かい、特殊な城制から通常の郡制への移行も行われて、秋田城の城下支配が格段に強化されることになったのではないかと、というのが筆者の見通しである。以後、停廢問題がまったく影をひそめるのもそのためとみられる。

9世紀後半の元慶の乱の段階には、八郎潟東岸から米代川流域にかけての広い範囲が「秋田城下」に組み込まれ、12の村に編成されて秋田城司の苛烈な収奪を受けていた。収奪の強化は、蝦夷社会の成熟と農業生産力の大幅な向上を前提としたものとみられる。9世紀初頭までは「土地墾墾、不_レ宜_レ五穀_一。加以孤_レ居北隅_一、無_レ隣_レ相救_一」といわれたほど農業生産力が低く、城柵の支配基盤も脆弱で、停廢問題が取りざたされるほどであった秋田城とは、まさに雲泥の差である。9世紀初頭から半世紀あまりで秋田城の支配基盤は飛躍的に強化され、城司の支配がおよぶ「城下」の範囲も大幅に拡大されたと考えなければならないであろう。これまでの秋田城の研究史では、このような認識自体あまりなかったように思われるが、秋田建郡の翌年には殿上で徳政相論⁽¹⁰⁾が行われ、征夷と造都の中止が決定され、“征夷の終焉”を迎えることになる。筆者はこの9世紀初頭の秋田建郡と征夷の終焉が転機となって、秋田城は新しい城柵へと転成していったと考える。

古代秋田城の歴史を見なおそうとする本稿が、国府問題にふれないわけにはいかないので、ここで筆者の立場を簡単に述べておきたい。

ここにいう国府問題とは、秋田城に出羽国府が置かれたことがあったか否かをめぐる論争のことである。国府問題に関する研究史は、今泉隆雄氏の論考⁽¹¹⁾に詳細にまとめられているので、ここでは要点だけをごく簡単に紹介しておきたい。

まず諸説が一致しているのは、出羽国の建国時の国府は出羽柵に相違ないこと、また『日本三代実録』仁和三年（887）五月廿日癸巳条の出羽守坂上茂樹の言上に「国府在_レ出羽郡井口地_一。即是去延暦年中、陸奥守従五位上小野朝臣岑守、擲_レ大將軍従三位坂上大宿祢田村麻呂論奏_レ所_レ建也」とあるので、「延暦年中」⁽¹²⁾以降の国府は、出羽郡の井口の地にあったこと、の二点である。後者を酒田市城輪柵跡に比定することでも異論はない。

説が分かれるのは、出羽柵が秋田村高清水岡に移転する天平五年（733）から「延暦年中」までの間の出羽国府の所在地についてである。平川南氏は、この間、国府は一貫して秋田にあったとする⁽¹³⁾。また新野直吉氏は、当初、秋田村に移った出羽柵が秋田城と改称される天平宝字年間に国府も秋田城に移されるが、宝龜六年（775）に出羽郡の旧府「河辺府」にもどるとしていたが⁽¹⁴⁾、のちには平川氏と同様に、天平五年に国府も秋田に移り、延暦二十三年（804）まで所在したと主張するようになる。ただし延暦二十三年に国府はいったん秋田城から河辺府（大仙市払田柵跡に比定）に移され、

それが弘仁六～十年（815～19）に出羽郡の井口の地に移ったとする点は平川氏と見解を異にする⁽¹⁵⁾。それに対して今泉隆雄氏は、出羽国府は一貫して出羽郡にあり、秋田に移転したことは一度もなかったとするのである。

筆者は今泉氏の見解が、現時点でもっとも説得力をもっていると考え。秋田城国府説の最大の問題点は、「宝亀之初」に出羽国司によって提起された秋田城の停廃問題（『続日本紀』宝亀十一年八月乙卯条）と宝亀六年の出羽国府の移転問題（同書宝亀六年十月癸酉条）とを混同して論じてきたところにある。今泉氏が指摘したように、両者が別個の事実であるとする、秋田城に国府があったことを示す確実な根拠はなくなる⁽¹⁶⁾。さらに重大なのは、これも今泉氏が指摘したことであるが、『続日本紀』宝亀十一年（780）八月乙卯条（⑨章3節所引）によるかぎり、宝亀初年に出羽国からの要請をうけて秋田城の停廃を中央政府が決定し、それを受けて宝亀十一年以前には、秋田城から城司も常備軍も引き上げていたとみられることである。廃城が決定され、城司も常備軍も配備されていないような城柵に国府が置かれていたと考えがたいことは、いうまでもなからう。これらの決定的ともいべき問題点に関して、秋田城国府説の側からは、管見のかぎり、有効な反論はなされていない。したがって筆者は、現段階では秋田城に国府が所在したことはないとする今泉説がもっとも妥当であると考え。

筆者は、国府問題に関しては、今泉説を基本的に継承しつつ、とくに宝亀初年から宝亀十一年（780）までと、その後もしばらくの間、秋田城は公的には廃止が決定された城柵として取り扱われていたにもかかわらず、城下の住民の抵抗にあって廃城にいたらずに存続したことを明らかにし、秋田城の歴史研究に新たな論点を提示したいと考える。

以上、秋田城の歴史を考えるにあたっての筆者の視点と立場を述べてきた。それらをふまえて、筆者は元慶の乱にいたる古代秋田城の歴史を、大きくつぎの四段階に区分することにしたい。

- I. 秋田城前史 ～天平五年（733）
- II. 秋田出羽柵段階 天平五年～天平宝字六年（762）ごろ
- III. 城制秋田城段階 天平宝字六年ごろ～延暦二十三年（804）
- IV. 郡制秋田城段階 延暦二十三年～元慶二年（878）

各段階について簡単に説明しておく、I期は、史上に秋田が登場してから出羽柵が秋田村に移転するまでで、秋田が北方日本海地域ネットワークの南端の窓口として王権に認識されるようになる段階。II期は、出羽柵が飛び地的に秋田の地に所在し、もっぱら渤海を含む北方交流の拠点として機能する段階。III期は、陸奥国との駅路と雄勝城が完成し、北方交流に加え、「城制」のまま秋田城周辺の領域支配も一定程度行うようになる段階。しだいに周辺地域の蝦夷集団との軋轢が深まって、移転問題が顕在化する。IV期は、交易拠点としての性格は維持されるが、渤海使の出羽への来航はなくなる。他方で陸奥国の疆域拡大を受けて城柵再編が行われ、「孤居北隅」という状況がようやく解消に向かい、秋田郡を置いて領域支配が飛躍的に強化される段階。やがて「城下」支配は米代川流域まで拡大されるが、百姓の「奥地」への逃亡や蝦夷村の俘囚からの収奪強化などの新たな矛盾が生まれ、米代川流域や津軽地方の社会発展をもたらす一方で、城下の俘囚の不満が高まってついには元慶の乱の勃発にいたる。

本稿では古代秋田城の歴史を、右のごときⅣ期に区分し、北方交流の重要拠点ではあるが支配基盤の脆弱な特異な城柵として誕生した秋田出羽柵がやがて秋田城と改称され、廢城の危機を乗り越えながら、成熟した古代城柵秋田城へと転成していったプロセスをたどっていくことにしたい。

①……………秋田城前史(～天平五年(733))

ここでは、秋田の史上への登場から天平五年(733)に出羽柵が秋田村に移転するまでの経緯を、秋田に視点をすえてたどっていく。

1. 出羽国以前—北方日本海地域のネットワークと秋田—

斉明朝には、斉明四～六年(658-660)の3年連続で阿倍比羅夫の北方遠征が行われる。『日本書紀』によれば、「越国守」であった比羅夫は船師(軍船)を率い、おそらく津軽蝦夷に先導させて、齋田(秋田)・淳代(能代)・津軽、さらには渡嶋(北海道)まで遠征を行い、未知の種族「肅慎(アシハセ)」と戦って、服属させている。ここに秋田が初見する。

『日本書紀』の記事はある程度の説話化を経た阿倍氏の家記を主体にしている。したがって客観的な実録とはいえないが、一定の史実を伝えていると判断される。その『日本書紀』の記事で、比羅夫が最初に寄港したとされているのが齋田(秋田)である。『日本書紀』斉明四年四月条には、

四月、阿陪臣、(闕名)率船師一百八十艘、伐蝦夷。齋田・淳代二郡蝦夷、望怖乞降。於是、勒軍、陳船於齋田浦。齋田蝦夷恩荷、進而誓曰、……。

とあって、阿倍臣が船師180艘を率いて齋田にいくと、「齋田・淳代二郡蝦夷」は比羅夫の船団を遠くから望んだだけで恐れをなし、服属を申し出たという。遠く離れた齋田と淳代(能代)の蝦夷が同時に降服したというのは、事実としてはありえないことなので、一定の説話化を蒙っていることが窺われる。齋田・淳代の蝦夷の服属は、実際には一連ではあっても別々の出来事であろう。

秋田の歴史的な性格を考えるにあたって、さしあたって注目されるのは、比羅夫が越国から船団を率いて日本海を北上したこと、最初の寄港地が秋田とされていることの二点である。

『日本書紀』斉明元年(655)七月己卯条には、

於難波朝、饗北(北、越)蝦夷九十九人、東(東、陸奥)蝦夷九十五人。并設百濟調使一百五十人。仍授柵養蝦夷九人・津菟蝦夷六人、冠各二階。

とあり、朝貢した蝦夷のなかに「津菟蝦夷」がいて、6名が冠位を授けられている。おそらく北蝦夷(=越蝦夷)に含まれるものであろう。さらに斉明五年に派遣された遣唐使が唐の皇帝に謁見したときに「天子問曰、蝦夷幾種。使人謹答、類有三種。遠者名都加留、次者名龜蝦夷、近者名熟蝦夷。今此熟蝦夷。每歲、入貢本国之朝。」という問答があったというが(同書同年七月戊寅条所引「伊吉連博徳書」)、この問答で遣唐使の使人は蝦夷には3種あり、遠くのを「都加留」、つぎを「龜蝦夷」、近くのを「熟蝦夷」とよんでいると答えている。

右の史料で津軽蝦夷が最遠の蝦夷と認識され、しかも他の2種とちがって「都加留」と固有名詞でよばれていることが注意される。それは斉明元年までに津軽蝦夷が倭王権に服属していたことを裏づけるものとみてよい。

比羅夫の最初の遠征記事で、遠征の対象を齧田と淳代の蝦夷としながら津軽蝦夷も登場するのは、先導役、あるいは仲介役としてすでに服属していた津軽蝦夷が遠征隊に加わっていたことを示すと解される。旧稿では、淳代蝦夷も同様に考えたが、これはそれほど確かではない。

3年連続で行われた比羅夫の北征の経緯をまとめてみると、まずこの遠征は津軽蝦夷の服属をふまえて実施されたもので、初年度の斉明四年には秋田と能代の蝦夷が服属し、有間浜（津軽の地名か）で渡嶋蝦夷を饗応して帰還する。これは津軽蝦夷が先導役を勤めたと考えられる。翌五年には、前年の成果をふまえて飽田（秋田）・淳代・津軽・胆振鉏^{いぶりさへ}の蝦夷を一ヶ所に集めて饗応し、後方羊蹄^{しりべし}に政所を置いて帰還している。胆振鉏と後方羊蹄は渡嶋の地名であろう。そして最後の斉明六年には「陸奥蝦夷」（津軽蝦夷をさすか）を水先案内とし、「大河」（石狩川か）のほとりにいたったところ、肅慎の攻撃にさらされていた渡嶋蝦夷の要請を受けて肅慎と折衝を試みるが失敗し、ついに戦闘になって肅慎を服属させる。

比羅夫の北征記事から読み取れる秋田をめぐる状況は、まず津軽蝦夷が比羅夫を秋田・能代に導いたことからみて、秋田・能代・津軽地域の蝦夷は相互に交流があり、それには主として海路が用いられたであろう。また同じ年に渡嶋蝦夷を有間浜で饗応したり、翌年にも秋田・能代・津軽・胆振鉏の蝦夷を一ヶ所に集めて饗応していることからみて、このネットワークには渡嶋蝦夷も入っていたとみてよい。

このように津軽蝦夷と、遠征によって新たに服属した北方の蝦夷は、相互に海を介したネットワークで結びついており、日常的に交易などを行いながら交流を続けていたとみられる。ここで注意しておきたいのは、このような北方日本海地域の蝦夷集団（以下、「北方蝦夷集団」と略称する）のなかで、秋田の蝦夷はもっとも南に位置しているということである。すなわち秋田は、倭王権からみれば北方日本海地域ネットワークの南の窓口には位置していたのである。

斉明朝段階で、この北方日本海ネットワークのなかでいち早く倭王権に服属し、朝貢関係を結んだのが津軽蝦夷であった。だから「伊吉連博徳書」で最遠の蝦夷が「都加留」とよばれたのである。ところがこの津軽蝦夷は、斉明朝以降は来朝記事がとだえてしまう。奈良時代以降の津軽蝦夷の関係記事としては、『続日本紀』ではこのあと取り上げる「渡嶋津軽津司」が唯一であり、そのほか『陸奥国風土記』逸文に、景行天皇が日本武尊に命じて八槻（福島県棚倉町八槻）の土蜘蛛を征討させたところ、津軽蝦夷とはかって頑強に抵抗したという話がみえる。これはもちろん事実を伝えたものとは考えがたいが、朝廷に頑強に抵抗する勇猛な蝦夷の代表として津軽蝦夷が描かれていることは注意される。この逸文には神亀三年（726）という年紀がみえるので、その成立時期は8世紀の第2四半期～半ばとみられる。遅くとも8世紀半ばまでに、津軽蝦夷は王権に朝貢をしなくなり、敵対勢力に転化しつつあったとみてよいであろう。また『日本後紀』には、陸奥国が「胆沢・徳丹二城、遠去_レ国府_ニ、孤居_レ塞表_ニ。城下及津軽狄俘、野心難_レ測。至_レ於非常_ニ、不_レ可_レ不_レ備。伏望予備_ニ糒_・塩_ニ、収_置置_置両城_ニ」と、胆沢・徳丹両城の城下の蝦夷のみならず、遠く離れた津軽蝦夷の「野心」を警戒して糒・塩の備蓄を申請して認められている。ここでも津軽蝦夷は、強大な勢力を保持する警戒すべき存在と認識されているのである。さらに元慶二年（878）に勃発した元慶の乱の際にも津軽蝦夷の反乱軍への与同が懸念されており、秋田城下でも「南北異口、或云既同、或云未_レ同」と、さまざまな流言が飛び交っていたという（『日本三代実録』元慶二年七月十日癸卯条）。一方、

乱がほぼ終息した元慶二年暮れに「渡嶋夷首」103人が同族3000人を率い、「津軽俘囚不_レ連_レ賊者」100余人とともに秋田城に来貢してくる（同書元慶三年正月十一日辛丑条）。熊田亮介氏が指摘しているように、この書き方からみて、渡嶋蝦夷が反乱軍側に加わらなかったのに対して、津軽蝦夷の大半は逆に反乱軍に加わったとみられる⁽¹⁸⁾。

このように津軽蝦夷については、奈良時代に入ると朝貢記事がとだえてしまう一方で、北方の強大な警戒すべき蝦夷と認識されていたことが窺われるので、おそらく奈良時代初頭には朝貢関係が廃絶し、敵対関係、ないしは没交渉となり、基本的にはそのような関係が元慶の乱のときまで継続したとみられるのである⁽¹⁹⁾。

北方蝦夷集団の王権への服属に重要な役割をはたした津軽蝦夷の王権からの離反は、律令国家に北方の蝦夷諸集団との関係の再構築をせまることになったであろう。そのような流れのなかで北方日本海地域ネットワークの窓口である秋田の重要性がいっそう高まったのではないかと推測される。

2. 出羽国の成立

持統朝に越国が越前・越中・越後3カ国へ分割され、さらに大宝二年（702）には、越中国東部の頸城・古志・魚沼・蒲原の四郡が越後国に移管される。文武朝には連年、越後蝦夷の朝貢が見られ（『続日本紀』文武元年十二月庚辰・同二年六月壬寅・同三年四月己酉条）、文武三年（699）・四年には石船（磐舟）柵の修理が行われている（文武三年四月己酉・同四年二月己亥条）。この時点で日本海側最北の城柵である石船柵が、北方蝦夷集団を含む越後蝦夷の朝貢支配のセンターとなっていたのであろう。

和銅元年（708）、律令国家は越後国の北端に隣接する庄内地方に出羽郡を新設して越後国の領域を70 kmほど北方に拡大するが、翌年には陸奥・越後に征夷軍を派遣する事態となる。陸奥に「陸奥鎮東將軍」巨勢麻呂が派遣されたのに対して、越後には「征越後蝦夷將軍」佐伯石湯が派遣された。養老四年（720）に陸奥の蝦夷が反乱を起こしたときには、多治比県守を持節征夷將軍に、阿倍駿河を持節鎮狄將軍に任じているので、和銅元年の征夷は越後側が主体であったと思われる。とすれば、この征夷軍の派遣は、当然、出羽郡の設置との関係が考えられよう。

このときの征夷軍は、確実なものとしては史上初のもので、しかも陸奥・越後両国に派遣されているから、かなり大がかりなものであった。ただし征夷使の任命記事を見ると、「陸奥・越後二国蝦夷、野心難_レ馴、屢害_レ良民_一」（和銅二年三月壬戌条）とあって、大規模な反乱が突然勃発したというよりは、これ以前、陸奥・越後両国で「良民」すなわち「柵戸」ともよばれる移民と蝦夷の間にしばしば紛争が起こっていたとみられ、それも新たに建郡された出羽郡周辺でとくに顕著だったのであろう。このときの征夷軍の派遣は、そのような律令国家の版図拡大策、あるいは拓殖政策に対する蝦夷の反発・抵抗を沈静化することが目的であったとみられる。

この征討に関連して、史料に出羽柵と征狄所が現われる。出羽柵は『続日本紀』和銅二年七月乙卯朔条に「令_三諸国運_二送兵器於出羽柵_一。為_レ征_二蝦狄_一也。」とみえるのが初見で、征狄所はその直後の七月丁卯条に「令_三越前・越中・越後・佐渡四国船一百艘送_二于征狄所_一。」と出てくる。翌八月戊申条に、征蝦夷將軍佐伯石湯らが征討を終えて帰京し、慰勞されたとあるので、七月から八月にかけて戦闘が行われたのであろう。

出羽柵の造営時期は不明であるが、出羽郡の建置に相前後するころとみて大過あるまい。征狄所と出羽柵との関係は不明であるが、胆沢城を鎮守將軍の居所という意味で「鎮所」とよんでいる例があるので、征蝦夷將軍の居所という意味で、出羽柵をそう称したのではなかろうか。

さて、ここで注意されるのは、征狄所に100艘の船を集結させていることである。このときの征夷に船が重要な役割を果たしたことが窺われるが、それは征狄所(=出羽柵)からさらに北の沿岸部に征夷の対象となった蝦夷の居住域が広がっていたことを示唆する。そのなかに秋田地方の蝦夷が含まれていた可能性も十分に考えられよう。

出羽国が建国されるのは、和銅五年(712)のことである。その太政官奏には「其北道蝦狄、遠憑阻險、実縦狂心、屢驚辺境。自官軍雷撃、凶賊霧消、狄部晏然、皇民無擾。誠望、便乗時機、遂置一国、式樹司宰、永鎮百姓」(同年九月己丑条)とあって、蝦夷の抵抗を鎮圧した律令国家が、その機に乗じて出羽国を置いたことが語られている。その際、さらに陸奥国最上・置賜2郡を出羽国に編入して(同年十月丁酉朔条)、新しい日本海側の蝦夷(=蝦狄)の支配体制を構築する。

出羽国の建国の目的は、それまで越後国がになっていた「北道の蝦狄」の支配の役割を引き継ぐことであった。そのために越後国から分割した出羽郡を中心とし、そこにこの時点で日本海側最北の城柵である出羽柵を築き、国府を置いたと推定される(遺跡は未発見)。陸奥国から移管された最上・置賜の2郡は、前線の出羽柵の背後にあって、出羽柵を拠点とする蝦夷支配を人的・物的に支える役割を担ったとみられる。律令国家は、その後、和銅七年(714)、霊龜二年(716)、養老三年(719)の三度にわたって、東海・東山・北陸道の諸国から、それぞれ200戸・400戸・200戸の公民を柵戸として出羽国に移配し、国力の強化につとめ、蝦夷支配のさらなる強化をはかっている。

②……………秋田出羽柵の段階(天平五年~天平宝字六年(762)ごろ)

1. 「渡嶋津軽津司」の検討

前章1節で、津軽蝦夷はおそらく奈良時代初頭までには王権から離反して朝貢関係を絶ってしまつたとみられることを指摘し、このことによって律令国家は北方蝦夷集団との関係の再構築をせまられることになったという想定をした。

ただ、奈良時代前半の津軽蝦夷に関しては、検討を要する史料がもう一つある。それが『続日本紀』養老四年(720)正月丙子条の

遣渡嶋津軽津司従七位上諸君鞍男等六人於鞆鞆国、觀其風俗。

という記事である。この記事には、従来から解釈に議論のある字句が2ヶ所ある。「渡嶋津軽津司」と「鞆鞆国」である。まず「渡嶋津軽津司」は、以前は渡嶋を本州北部の総称とみることを前提として「渡嶋の津軽の津司」と読む説もあったが、渡嶋=北海道説が通説化してからは「渡嶋・津軽の津司」と読み、渡嶋から津軽にかけての地域の複数の津を管轄する官という解釈が有力となっている。

また「鞆鞆国」に関しては、(a)「鞆鞆」の訓アシハセが『日本書紀』の「肅慎」の訓と一致する

ところから「靺鞨」＝「肅慎」とみて、渡嶋（＝北海道）方面とみる説と、(b)高句麗遺民と靺鞨人によって698年に建国された渤海国をさすと解する説とがある。筆者は、諸君鞍男が一介の地方官にすぎないこと、わずか六名という使節の編成も通常の外交使節と大きな隔りがあること、日本側では渤海を高句麗の後裔とみていて靺鞨と結びつける認識がみられないこと、などから渤海と考えることは困難で、アシハセという「靺鞨」の訓が「肅慎」と共通することに着目して渡嶋方面とみる石井正敏氏らの説⁽²¹⁾に賛同する。

「渡嶋津軽津司」は、現在、その官名から渡嶋から津軽にかけての地域の津を管轄する官とみるのがふつうであるが、ここでなお検討を加えておきたい。まず、諸君鞍男の「従七位上」という位階は内位であるから中央派遣官とみられ、また従七位上は上国の掾に相当するので出羽国の管轄下にあったとみてよいであろう。また、この「津司」は、臨時の派遣官ではなく、常置の官と考えられる。それは派遣官とは考えにくい名称であるだけでなく、このときの任務と官名が異なっているので、靺鞨国の風俗の観察はあくまでも臨時の任務で、本務が別にあったとみられるからである。

以上をふまえて「津司」の職掌を考えてみると、まず本務は、既述のように渡嶋・津軽地域の津の管理であろうが、それ以外の職務も有していたとみられる。というのは、諸君鞍男を靺鞨国（＝アシハセ）の風俗の観察に派遣したのも、それが「津司」の本来の職務と関連を有していたからであろう。すなわち「津司」は、渡嶋・津軽地域の津の管掌のみならず、津を介しての北方蝦夷集団やアシハセとの通交をも管轄していたと考えられる。そのような職掌を有していたからこそ、斉明朝の阿倍比羅夫の北征によって服属し、その後も朝貢してくることがあったアシハセ（肅慎・靺鞨⁽²²⁾）の風俗の観察を行い、報告するという任務を帯びて派遣されることになったのであろう。

周知のように、文武朝には「覓国使」が南島・南九州に派遣されているが、「津司」諸君鞍男らの任務は、この「覓国使」に類似していたとみてよいであろう。覓国使は単なる探検・調査隊ではなく、地域集団の服属・朝貢をうながすという政治的な任務を帯びていた⁽²³⁾。そうすると諸君鞍男らも、単にアシハセの風俗の観察にとどまらず、彼らにとだえがちであった来貢をうながす役割もあったとみてよいであろう。

「津司」の職掌に関連して問題となるのが、「津司」の置かれた場所である。可能性としては(a)渡嶋・津軽の諸津のいずれか、(b)その他の場所が考えられる。(b)としては、(イ)国府のある出羽郡、(ロ)秋田などが考えられよう。このうち(a)は、国府があった出羽郡から遠く離れていることなどから、常置の官である「津司」を置いたとは考えにくい。これまで(ロ)が想定されたことがあるが、それは13年後の天平五年に出羽柵が秋田村に移転するという事実をふまえてのことであろう。しかしながら、その想定にはやはり無理があると思われる。というのは、律令国家が蝦夷の居住地に置いた出先機関は、かならず城柵の形態をとっていたからである。城柵の形態とは、中心的な官衙である政庁の周囲を外郭施設で囲んで常備軍を配備し、さらにその周辺に城柵の人的・物的基盤としての柵戸を移住して施設としての城柵の維持を図るという方式である。このような方式が取られたのは、城柵の設置が蝦夷の居住地を律令国家の領域に取り込むという、侵略行為を本質としていたために、蝦夷から反発・抵抗を受けることが避けられなかったからである。

臨時の派遣官である覓国使も武器を携行していたことが知られ、文武四年（700）には実際に武器をもった隼人に襲われるという事件が起こっている（『続日本紀』同年六月庚辰条）。覓国使の先駆

的形態といつてよい阿倍比羅夫の北征の場合も、軍船をともなつての遠征であつた。したがつて「津司」が覓国使と類似の職務を有してゐたとすれば武装を必要としたはずで、場合によつては蝦夷との間に武力衝突も想定しうるので、そのような官を律令国家の領域外に単独で設置するというようなことは考へがたい、というのが筆者の見解である。「渡嶋津軽津司」は、既述のように出羽国の被管とみられるが、そうであれば(イ)出羽柵 (= 出羽国府) のあつた出羽郡に所在してゐたとみるのがもっとも妥当性が高いであらう。

以上、「渡嶋津軽津司」の職掌・所在地などについて検討してきた。つぎにそれをふまえて、この段階における律令国家と津軽蝦夷との関係について考へてみたい。前章1節で述べたように、津軽蝦夷は齊明朝初年にはすでに服属してゐて、阿倍比羅夫の北征の先導役を務めたとみられるが、その後、元慶の乱の収束期まで朝貢記事は皆無である。その間は、律令国家にはおおむね強盛で警戒すべき勢力と認識されてゐた。「渡嶋津軽津司」の記事は、この期間に存する数少ない津軽関係史料なのである。そこでこの史料から、この段階における律令国家・出羽国と津軽蝦夷との関係をどのように評価すべきかはきわめて重要な問題となつてくる。

一つの解釈は、「渡嶋津軽津司」の主務が渡嶋・津軽地域の諸津と、さらにはそれらの津を介した通交を管轄することであつたとすれば、当然、この段階で津軽の津も出羽国の管轄下にあり、津軽蝦夷の朝貢は継続してゐたとする見解である。

このような解釈が妥当なようにも思われるが、逆にそれに不利と思われる史料が複数存在する。まず『扶桑略記』養老二年(718)八月乙亥(十四日)条に「出羽并渡嶋蝦夷八十七人来、貢馬千疋。則授位・禄」とある史料である。この史料については別稿で検討を加えたので、その結論を略述すると、「馬千疋」は、従来からいわれているとおり「馬一十疋」の誤写とみるべきであらうが、もともと『続日本紀』の記事に出たものとみてさしつかえない⁽²⁷⁾。この記事で、出羽蝦夷と渡嶋蝦夷が同時に朝貢してゐるにもかかわらず、津軽蝦夷がみえないことが注意される。それは、このとき津軽蝦夷は朝貢しなかつたことを示唆しよう。また、伊治公咎麻呂の乱が勃発した直後に出羽国に対して、渡嶋蝦夷は「早効丹心、来朝貢獻、為日稍久」ので「存意慰諭」するように指示しておきながら、津軽蝦夷には何の指示も出されていない(『続日本紀』宝龜十一年五月甲戌条)。これまた津軽蝦夷の朝貢がすでにとどえていたことを示すと解すことができると思われる。

このように、奈良時代には津軽蝦夷の朝貢記事がみえないばかりでなく、朝貢がとどえていたとも解しうる史料も散見される。それらをふまえると、「渡嶋津軽津司」の存在のみで、津軽蝦夷の朝貢が継続してゐたように考へることは躊躇される。「渡嶋津軽津司」が津軽の津の管轄も職務としてゐたことは間違いないであらうが、実際には奈良時代初頭にはすでに朝貢が途絶えており、「津司」が朝貢を働きかけてもうまくいかず、結局、津軽蝦夷は9世紀後半の元慶の乱勃発時まで出羽国に朝貢することはなかつたとみるのが妥当であると思へる。

以上の検討をふまえると、「渡嶋津軽津司」という特異な官は、齊明朝に王権がはじめて足を踏み入れた北方日本海ネットワークによつて結ばれた北方世界との政治関係を継続するために出羽郡に置かれた官であつたとみられる。その設置時期は、出羽郡に置かれたとすれば、当然、和銅元年(708)の出羽郡の建郡以降ということにならうが、具体的には不明である。ところが、津軽蝦夷との朝貢関係はおそくとも8世紀初頭までにはとどえており、「津司」が働きかけを行つても朝貢関係

を復活させることはできなかった。またやはり齊明朝に服属し、持統朝までは朝貢が確認できるアシハセ（鞅鞞＝肅慎）に対しても、養老四年にその実情調査のために「津司」の諸君鞍男らを派遣する。その際に、おそらく来貢を働きかけたであろうが、こちらもそれが成功した形跡は認められない。結局、「渡嶋津軽津司」は、北方蝦夷集団との政治関係を維持するために一定の役割をはたしたであろうが、十分に機能したとはいいがたかったのである。

2. 出羽柵の秋田村移転の目的

『続日本紀』天平五年（733）十二月己未条に「出羽柵遷置於秋田村高清水岡。又於雄勝村建郡居民焉」とあり、出羽柵の秋田村高清水岡への移転と、雄勝村での建郡（＝雄勝郡の建置）が実施されたように見える。ところがこのうち雄勝郡の建郡については、同書天平宝字三年（759）九月己丑条にも「始置出羽国雄勝・平鹿二郡…」とあり、両者の関係が問題となる。この点に関しては、天平九年四月戊午条に「雄勝村俘長」がみえ、建郡が行われていないとみられることから、天平五年の記事は命令を示すもので、雄勝建郡は26年後の天平宝字三年にいたってようやく実現したと解する今泉隆雄⁽²⁸⁾氏の見解にしたがいたい。

さらに天平九年には、鎮守将軍大野東人と出羽守田辺難波が中心となって、多賀柵（＝多賀城）から出羽柵の間に、雄勝村（横手盆地）経由で「直路」を開設しようとするが、比羅保許山まで開通したところで雄勝村の俘長三人の要請を受け入れて、計画は中止される。今泉氏は、「直路」とは駅路のことであり、この事業も出羽柵の秋田村への移転（＝北進）と一体的に計画されたと解している。要するに、(1)出羽柵の秋田村高清水岡への移転、(2)雄勝郡の建置、(3)多賀柵～出羽柵間

秋田城Ⅱ期(733～762)関係図

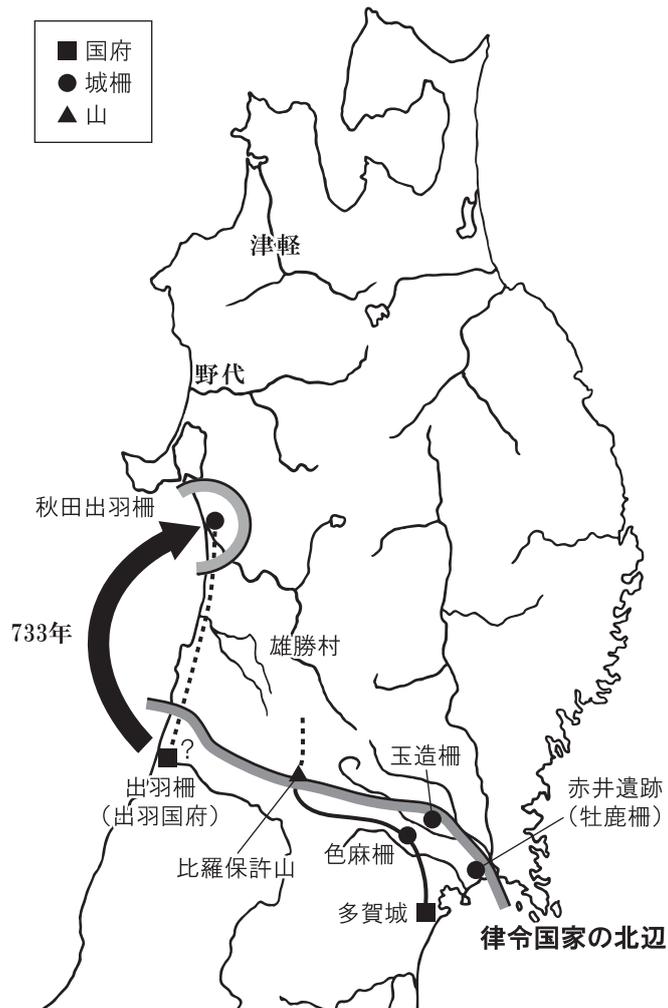


図1

の連絡路（＝駅路）の開設の三つの事業は、天平五年ごろに一連のものとして計画されたと認められるのである。その意味では、秋田村の出羽柵といえども、他の城柵と同じように律令国家の版図拡大策と無縁の存在ではなかった。ただし筆者は、3つの政策の一体性のみを強調すると、かえって出羽柵北進の最大の目的が見失われてしまうのではないかと考える。

右の3つの計画のうち(1)は、天平九年の記事に「直路」の終着地として「出羽柵」が出てくるし、秋田城跡で「天平六年月」と釘書された木簡が出土していることなどからみて、まもなく実施に移され、2,3年のうちに完了したとみてよい。ところが(3)の奥羽連絡路の開設は途中の比羅保許山までで断念され、それを前提とした(2)の雄勝建郡も先送りされてしまう。したがってこの間、四半世紀にわたって、秋田村の出羽柵は律令国家の疆域から大きく北に突出した旧雄物川（古代の秋田河）の河口付近にまったく孤立した状態で存在し続けたことになる。

この事実は、3つの事業の中で(1)出羽柵の秋田村への移転が最優先課題として他に先んじて実行に移されたこととともに、(2)(3)から相対的に独立した事業であったことをも示していると考えられよう。いいかえれば、(1)出羽柵の秋田村への移転は、(2)(3)と密接に関連する事業として計画されたとはいえ、喫緊の課題として単独でも実施されうる性格をもっていたのであり、実際にも(2)(3)に先行して実施されたのである。

「はじめに」で述べたように、秋田村に移転した出羽柵、すなわちのちの秋田城は旧雄物川（秋田河）の河口に近接した高清水丘陵に立地していて、秋田城が海上交通とつよく結びついていることを示唆している。このことから考えて、出羽柵の秋田村への移転は、阿倍比羅夫の北征以来の遺産である、北方日本海ネットワークによって相互に結ばれた北方世界との交流拠点、さらには支配拠点という役割を継承するということが最大の目的であったとみるべきである。そう考えないと、(2)雄勝建郡、(3)駅路の開通に先んじて(1)出羽柵の移転だけを単独で実施に移したことが説明しがたいであろう。

出羽柵の秋田村への移転には、右の点に関連してもう一つ重要な理由があったと考えられる。それが神亀四年（727）の渤海使の初来日である。その際、蝦夷の地に到着したために、使節24人中、大使の高仁義ら16人が殺害されるという事件が起こる（『続日本紀』同年十二月丙申条）。殺害を免れた首領高齊徳ら8人は、出羽国府経由で入京をはたし、ここに両国間の国交が樹立されるのである。以後、渤海使は延暦十四年（795）までに計6回、出羽国に来航している。そのほか、天平十八年（746）には渤海人および鉄利人（鉄利靺鞨人）1100人余が「化を慕って」出羽国に来着するが、帰化は認められず、衣服・食料を支給して放還するということがあった（『続日本紀』同年是歳条）。

この渤海使・渤海人の出羽国来航の航路については、北回り航路（渤海—沿海州—樺太—北海道—出羽）説と日本海横断直行航路説とがあるが、新野直吉氏が提唱し、古畑徹氏が周到に裏付けた北回り航路説が妥当と考えられる。⁽²⁹⁾

渤海使の初来日の際に使節の三分の二が蝦夷に殺害される事件が起こったことで、渤海使の受け入れ施設の整備が、外交政策上、重要な課題となったと考えられる。しかもその渤海使が北回り航路をとっていたことから、北方日本海地域のネットワークの掌握の重要性がよりいっそう高まったであろう。こうして「渡嶋津軽津司」がになっていた役割を継承し、さらに強化することが急務とされるようになったと考えられる。出羽柵の北進が渤海使来日のわずか6年後であることから、

両者に密接な関係があったことは容易に想像できよう。

3つの計画は、要するに、前段階からの課題である北方日本海地域ネットワークの掌握強化に加えて、渤海使がその北方日本海地域ネットワークを利用して日本に來航したことで、北方世界との交流拠点の整備がいっそう急務とされたことから、まず(1)出羽柵の秋田村移転が計画され、それを補完するものとして(2)雄勝城と雄勝郡の建置⁽³¹⁾、および(3)多賀城―出羽柵間の駅路開設が合わせて計画されたと考えることができるのではなかろうか。このうち、ことの緊急性から(1)出羽柵の秋田村移転はただちに実行に移され、ついで移転完了後の天平九年に(3)の計画も着手されるが、比羅保許山まで開通したところで中止されたことで、(2)は着手されないまま先送りされることになったのである。

この段階の山北地方(横手盆地)は、まだ城柵も郡も置かれておらず、駅路も開通していなかったから、国郡制的な領域支配が実現していなかったことは明白である。ただし、秋田城跡出土の漆紙文書に「蚌形駅家」がみえるので、秋田村出羽柵は駅路で出羽郡方面と結ばれていた可能性も否定はできないが、旧雄物川の河口にほど近い高清水岡に飛び地的に所在していたことに変わりはない。このような立地の城柵は、ほかにまったく例を見ないといってよい。

伊藤武士氏は、秋田出羽柵の進出当時は、秋田平野に集落がきわめて少ないことなどから、「城柵が本来もつとされる面的な律令制支配と収奪を目的として城柵が進出してくるという状況ではなく、その背景には「当時の律令国家の対大陸外交・対北方交流重視政策がある」としているが、筆者もまったく同感である。すなわち秋田出羽柵は、通常の城柵であれば一定の広がりをもつ支配領域(=「城下」)がきわめて狭小で、孤立した立地の城柵であったとみられるのである。そして、領域支配の未熟な城柵というこの段階の秋田出羽柵の性格が、かえって北隅に孤立した城柵であるにも関わらず、蝦夷との間に対立をあまり起こさずに、城柵としての存続を比較的容易にしたのではないかと考える。

このように秋田出羽柵は、当初、重要な目的としていた雄勝城・雄勝郡と連携した秋田村周辺の領域支配が実現しなかったために、もっぱら北方日本海地域ネットワークの掌握、およびそれを通しての北方蝦夷集団との朝貢関係の維持、拡大、さらには北回り航路で來日する渤海使の受け入れ施設などを主要な役割とすることになったとみられ、領域支配はきわめて未熟なまま存続したと考えられるのである。

「渡嶋津軽津司」は、出羽柵の秋田村移転以降はまったく史料に現われなくなるが、それは「津司」の機能が秋田出羽柵に発展的に継承されたためと理解されよう。別の言い方をすると、出羽柵の被管として出羽郡にあった「津司」を分離独立させて秋田に移し、同時に城柵の形態をとったのが秋田出羽柵であったとみることもできよう。

③……………城制秋田城の段階(天平宝字六年ごろ～延暦二十三年(804))

1. 藤原仲麻呂政権による城柵支配体制の再編

天平宝字元年(757)、紫微令藤原仲麻呂は新設の紫微内相の地位に就き、内外の兵権を掌握した。

ついで橘奈良麻呂のクーデター計画を未然に防ぎ、反対派を一掃して独裁体制を敷く。その際、陸奥守佐伯全成はクーデター計画への関与を疑われて自殺するが、仲麻呂はその後任に三男の藤原朝鴉を抜擢し、ついで按察使・鎮守將軍をも兼ねさせて東北政策を統括させた。この、いわば仲麻呂政権の直轄体制によって推進されたのが、陸奥・出羽の城柵支配体制を再編、強化する政策である。

仲麻呂政権は、まず天平期からの懸案であった雄勝城に加えて陸奥国の桃生城の造営を併行して進めた。両城の造営は、柵戸の移配がはじまる天平宝字元年には開始されたとみられるが（『続日本紀』同年四月辛巳条・七月戊午条）、造営が本格化するのには陸奥の浮浪人や騎兵・鎮兵・役夫及び夷俘等を徴発する翌二年十月以降であろう。さらに翌々三年九月には、両城の造営に従事した郡司・軍穀・鎮兵・馬子らの出挙の本・利稻を免除するとともに、出羽国に雄勝・平鹿2郡と玉野・避翼・平戈・横河・雄勝・助河の6駅、陸奥国に嶺基駅をおいた（同年九月己丑条）。2郡は山北地方（横手盆地）の郡であり、7駅は陸奥国賀美郡から秋田城にいたる官道に置かれた駅とみられる。⁽³⁴⁾すな

秋田城Ⅲ期(762~804)関係図

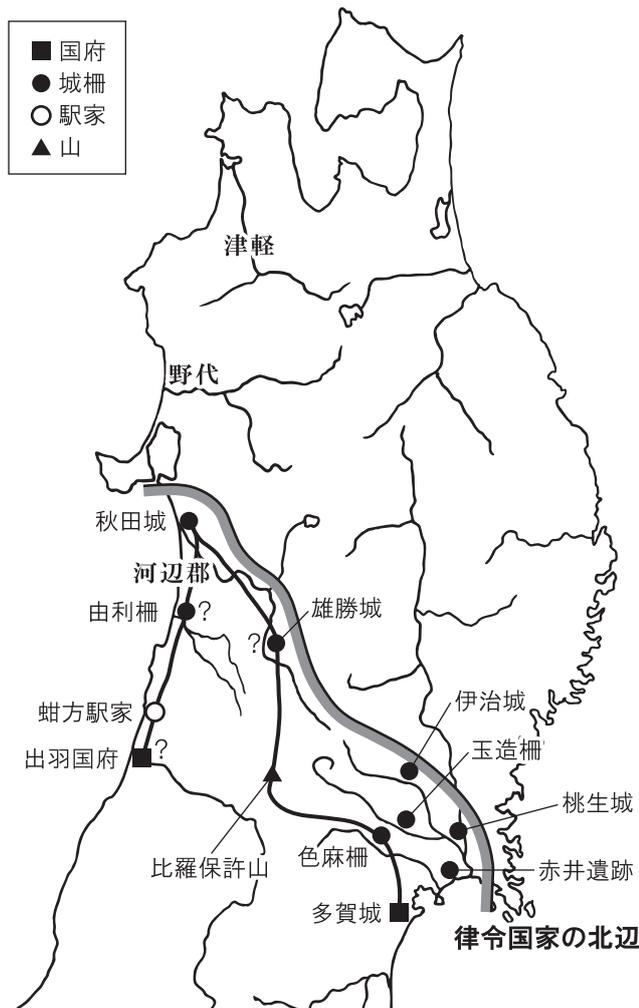


図2

わち天平九年にいったん中止された多賀城・出羽柵間の駅路が、このときにいたってようやく完成したのである。また両城の造営従事者の出挙稲の免除は両城の完成を示すものと思われ、雄勝・平鹿2郡の建郡も雄勝城の完成を前提としたものと考えられるから、天平宝字三年九月の時点で雄勝・桃生両城は完成したとみてさしつかえない。

さらに翌四年正月には、按察使藤原朝鴉が前代からの懸案であった雄勝城を一戦も交えずに造り終えたこと、また陸奥国には大河（北上川）を渡った対岸に桃生城を造って蝦夷たちの「肝胆」を奪ったことを称讃して従四位下を授け、さらに陸奥介、出羽守・介以下にも授位を行っている（同年正月丙寅条）。この記事から、両城ともに朝鴉が直接指揮をとって急ピッチで完成させたことがうかがわれる。

その背後には、当然、父仲麻呂の意向が強く働いていたであろう。なお、この褒賞記事は両城柵の完成を祝したものであるから、両城の造営は前年の冬を迎える前には完了していたとみるべきで、この点からも前年九月の完成が裏づけられる。

天平宝字六年に建てられた多賀城碑によれば、朝鴛は多賀城の修造（大規模改修）も行っている。これは発掘調査でも裏づけられたが、同じように発掘調査によって、この時期に秋田城も大規模改修が行われていることが判明した。それは外郭、政庁ともⅡ期とよばれている遺構期に相当し、外郭はⅠ期の瓦葺の築地塀から非瓦葺の築地塀へ、政庁はⅠ期の築地塀を北半部ではかさ上げしながらほぼ踏襲するが、南半部では材木列塀に作り替えられる⁽³⁵⁾。また天平宝字四年三月十九日付九部足人解（『大日本古文書』25-269頁）には「阿支太城」、すなわち「秋田城」が初見するので、出羽柵から秋田城への改称もこのころであったとみられる。さきに引用した『日本後紀』の「秋田城建置以来卅余年」といういい方は、右の出羽柵から秋田城への改称とほぼ同じ時期に行われた修造を含意したものとみてよいであろう。

今泉氏は、多賀城の修造が天平宝字六年とみられること、一方、天平宝字四年正月の褒賞記事に秋田城の修造のことがみえないことなどから、多賀城・秋田城の修造は、雄勝・桃生両城の造営が完了した天平宝字四年に開始され、同五・六年に完了したと推定しているが、したがうべき見解であろう⁽³⁶⁾。

要するに、天平宝字期に行われた仲麻呂政権による城柵支配体制の再編とは、具体的には桃生城・雄勝城の新たな造営と、それに続いて行われた多賀城と秋田城の修造をさす。天平宝字二年から六年におよぶ4年ほどのうちに、陸奥・出羽両国の戦略的要地に新たに城柵を建置するとともに、既存の両国の拠点的城柵の大改修も行ったものである。藤原仲麻呂の意向を受けた按察使の朝鴛が直接領導して陸奥・出羽両国におよぶ4城柵の造営と修造を組織的に行ったところに、この城柵再編策の最大の特徴がある。

既述のように、出羽柵の秋田村への移転に連動して天平九年（737）に実施された陸奥・出羽驛路開設事業は、結局、中断される。その直後に都では天然痘が猛威をふるって藤原四子をはじめ公卿も多数なくなってしまう。その後、天平宝字元年にいたるまでの20年間、東北地方では城柵の造営も、征討もまったく行われなくなるのである。この空白期間がなぜ生じたかについては、これまで深く考えられたことはなかったが、近年、鈴木拓也氏は、この期間がちょうど疫病の流行から聖武の死（天平勝宝八歳（756））までにあたっており、その間、聖武は東北における版図拡大策を中止したのと引き替えに、仏教の力による国土の復興を志して大仏および国分寺の造立に国力を傾注したという見解を提示している⁽³⁷⁾。説得力に富む見解であり、筆者もしたがりたい。

鈴木氏はここからさらに進んで、仲麻呂政権下で行われた「版図拡大の再開」は天平九年に中断された事業の再開であって、藤原四子政権と間に「政策的な一貫性を認めることができる」としている。その根拠は、雄勝城の築城と陸奥・出羽間の直路開削、さらに新羅征討計画も、天平九年に藤原四子政権のもとで計画されたものであったとし、したがって仲麻呂政権による版図拡大の再開は、天平九年に中断された事業の再開ということができると論じている。しかしながらこの点に関しては、藤原四子政権と仲麻呂政権の連続面を強調しすぎているきらいがあり、結果として仲麻呂政権の蝦夷政策の独自性を過小評価することになっているように感じられるので、以下に検討し

てみたい。

まず新羅征討が天平九年に藤原四子政権のもとで計画されたものとする点であるが、これは帰国した遣新羅使が「新羅国、失_レ常礼_ニ、不_レ受_レ使旨_ニ」ことを奏上したために、天平九年二月に45人の官人を内裏に召して意見聴取を行い（『続日本紀』同年二月己未条）、さらにその7日後に諸司が意見を上表した際に、「遣_レ使問_ニ其由_ニ」べきだという意見や「発_レ兵加_ニ征伐_ニ」べきだという意見があった（同年二月丙寅条）ということを示したものと思われる。しかしこれはあくまでも意見を聴取したにすぎず、これを根拠に藤原四子政権が政策として新羅征討をかかげたとはいいがたいであろう。

日羅関係の緊張は藤原四子政権後も続き、天平十四年（742）に新羅が日本国使の入国を拒否すると（『三国史記』新羅本紀景德王元年十月条）、翌年に日本は、新羅使が「調」を「土毛」と改称したことを「常礼」を失したものとして大宰府から放却している（『続日本紀』天平十五年四月甲午条）。このような緊張関係は、天平勝宝四年（752）に「新羅王子」金泰廉が来朝し、「調」を貢上し、口頭で「朝貢の礼」をとったことでいったん緩和されるが、翌五年には日本国使（遣新羅使小野田守）が傲慢で無礼であるとして、新羅国王が引見せず帰国させた（『三国史記』新羅本紀景德王十二年八月条）ことで再び高まる。

このように天平七年にはじまる日羅関係の悪化は、藤原四子政権の崩壊後も継続していたのであり、それがさらに仲麻呂政権下で高まったとみられる。そして天平宝字三年（759）にいたり、今度は遣渤海使に任じられた小野田守が帰朝した際に、唐の安祿山・史思明の乱を奏上するのである。周知のように、これが仲麻呂の新羅征討計画の直接の誘因となったと考えられる。

このようにみえてくると、藤原四子政権が新羅征討を政策として掲げたという明証はなく、しかも新羅に対する強政策は藤原四子政権後も続くので、仲麻呂政権の新羅征討計画を藤原四子政権の政策の継承とみることは根拠不足と思われる。むしろ仲麻呂政権下において生じた新たな国際情勢を自己の権力集中に利用しようとした仲麻呂独自の計略とみるべきであろう。

つぎに仲麻呂政権の版図拡大策、すなわち東北政策について考えてみると、雄勝城の造営と陸奥～秋田城間の駅路開通が藤原四子政権の政策の継承であることは確かであるが、仲麻呂政権が行ったのはそれだけではない。さらに桃生城を造営し、多賀城と秋田城を修造することで、陸奥・出羽にわたる城柵支配体制を再編、強化したところにこそ仲麻呂政権の蝦夷政策の最大の特徴があるとみるべきであろう。

仲麻呂政権が版図拡大策を再開したことは事実であるが、鈴木氏もいうとおり「8世紀は基本的に版図拡大の時代」であったから、聖武太上天皇の死を契機に律令国家の原則に立ち返ったとみればよいと思われ、再開が必ずしも藤原四子政権の継承を意味するとはかぎらないであろう。版図拡大策を再開した仲麻呂政権は、一部で藤原四子政権が着手した事業を引き継ぎ完成させたが、それとても陸奥・出羽両国にわたる城柵再編策の一部という新たな意味を付与されていることに注意すべきである。

2. 8世紀後半の蝦夷政策—“三重構造城柵”と柵戸の変質—

こうして仲麻呂政権は、20年にわたった版図拡大の空白期間に終止符を打ち、再び城柵の造営と

柵戸の移配を基本とする版図拡大策を再開したが、それは単なる再開ではなく、山北地方や北上川以東の海道地方など、それまで律令国家が足を踏み入れたことのなかった“処女地”に城柵を造営し、蝦夷との対立をいっそう先鋭化させるものであった。そのため仲麻呂政権は、城柵の造営においても、柵戸の移配においても新方式を導入し、蝦夷政策は新たな段階に入っていた。

まず城柵から取り上げると、創建当初の雄勝城の遺跡は未発見であるが、桃生城は発掘調査が行われている。桃生城は、『続日本紀』で「跨_レ大河_レ凌_レ峻嶺_レ、作_レ桃生柵_レ、奪_レ賊肝胆_レ」（天平宝字四年正月丙寅条）と形容されているが、実際にも比高差が最大で80mほどの比較的急峻な丘陵に造営された城柵である。宝亀五年（774）に海道蝦夷が反乱を起こし、桃生城を襲撃したときの記事には「海道蝦夷、忽発_レ徒衆_レ、焚_レ橋塞_レ道、既絶_レ往来_レ。侵_レ桃生城_レ、敗_レ其西郭_レ。鎮守之兵、勢不_レ能_レ支」（同年七月壬戌条）とあり、桃生城に「西郭」があったことが知られる。調査の結果、政庁の西側で外郭の北辺から南へ城内区画施設（築地）が設けられていることが判明し、それによって東西に二分されていたとみられる。この西側の区画が「西郭」に相当するとみられる。さらに2003年の調査で既知の外郭北東隅よりもさらに東へ延びていく大溝と土塁が発見され、桃生城の東辺がもっと東側にあったことが確実となり⁽³⁸⁾、それまで外郭北東隅と思われていたところは内郭の北東隅に、外郭東辺は内郭東辺に相当することが明らかとなった。桃生城の東側には桃生城の造営・⁽³⁹⁾存続期の堅穴住居が多数検出された新田東遺跡が存在するが、内郭北東隅から東へ延びる土塁・大溝の区画施設は桃生城の外郭東辺を構成するもので、新田東遺跡は外郭内部に包含されるとみられる。要するに、2003年の調査によって、桃生城は内郭に西郭と東郭が取り付く形の複郭構造をとっており、そのうちの東郭は多数の堅穴住居が建ち並んでいた住居域と考えられるようになったのである。

この住居域を外郭内に取り込むという形態や外郭の一部（とくに蝦夷の攻撃にさらされやすい北側）に土塁を用いるという形態は、神護景雲元年（767）に造営された伊治城に引き継がれていき、⁽⁴⁰⁾“三重構造城柵”という新しい城柵の類型を生み出すことになる。この時期の三重構造城柵としては、ほかに大崎市の宮沢遺跡が上げられる。さらに8世紀後半には、多賀城の創建期に造営された城生柵跡（色麻柵か）、東山遺跡（賀美郡家か）などの城柵遺跡でも、住居域を取り込む形で新たに区画施設（土塁または築地・材木堀）がめぐらされ、三重構造化することがわかってきた。

住居域を城柵内に取り込んで三重構造化するということは、それだけ蝦夷の脅威が顕著となり、防御をより強化する必要が生じたためと考えられる。伊治城の例から城柵の三重構造化は三十八年戦争の勃発以前にはじまっていると考えられ、その端緒は複郭構造の桃生城にまで遡るとみてよい。

三重構造城柵は、蝦夷との緊張関係の高まりのなかで柵戸などの一般民衆の住居域を城柵内に取り込んだものと解されているが、⁽⁴¹⁾文献史料にも三重構造の城柵の存在と機能を示すものがある。それは、以前にも指摘したことがあるが、⁽⁴²⁾「陸奥蝦賊騒動、自_レ夏涉_レ秋。民皆保_レ塞、田疇荒廢」（『続日本紀』宝亀六年（775）三月丙辰条）という記事である。三十八年戦争が勃発した翌年、蝦夷の「騒動」が夏から秋にかけて数ヶ月間続いたので、「民」はみな「塞」に立て籠もって防守したというのである。「民」とは柵戸（移民）、「塞」とは城柵のこととみられるから、三十八年戦争期に柵戸が城柵に長期にわたって立て籠もることがあったことがわかる貴重な史料である。ここでいう「塞」こそ三重構造城柵に相違なく、宝亀六年以前から複数の三重構造城柵が陸奥国に存在していたとみ

てよいであろう。

さて城柵の三重構造化の端緒が桃生城にあったとすると、桃生城の造営は、従来にないほどの蝦夷の脅威を感じながら進められたことになる。そのことを別な面から示しているのが柵戸政策の変質である。柵戸移配の目的は、開拓のための植民という側面もあったが、城柵を拠点とした蝦夷支配に必要な人員を確保することが第一の目的であり、城柵の維持には柵戸の存在が不可欠であった。その柵戸は、奈良時代初頭には陸奥国であれば坂東諸国や陸奥国南部、出羽国であれば北陸や信濃・上野などの諸国から、一般公民をおそらく郡ごとに戸単位で移住させる方式が取られた。それが養老六年（722）には人単位に変化する。その後、多賀城創建の年である神亀元年（724）を最後に30年余にわたって柵戸の移配記事はとだえる。これは、この間、新規の城柵の造営がなかったとみられることと対応している。

そして柵戸の移配が再開されるのが、桃生・雄勝両城の造営がはじまる天平宝字元年（757）のことである。この年、孝謙天皇は孝行を奨励した勅を發布するが、そのなかで「其有_二不孝・不恭・不友・不順者_一、宜_レ配_二陸奥国桃生・出羽国小勝_一、以清_二風俗_一、亦捍_中辺防_上」と、「不孝・不恭・不友・不順」のものを懲罰の意味で桃生・雄勝の地に移配することを表明している（『続日本紀』同年四月辛巳条）。これがどの程度実施されたかは不明であるが、同年にはさらに橘奈良麻呂の変に加担した人物を柵戸として雄勝村に移配しており（七月戊午条）、ここでも柵戸に懲罰の意味が付与されている。翌年には桃生城の造営に陸奥国の浮浪人を徴発するとともに、その定住を図り（すなわち柵戸とする）、さらに浮浪人を貫附して柵戸にすることが行われる（十月甲子条）。

このように、桃生・雄勝両城の造営開始とともに、犯罪者などを懲罰の意味で強制的に柵戸とするか、浮浪人を貫附して柵戸とするという二つの方式が新たにとられ始める。その後も天平宝字年間には浮浪人・犯罪者に加えて、没官の奴婢、乞索児（乞食者）なども柵戸として移配されており、逆にそれまで一般的であった公民の移配は姿を消すのである。さらに伊治城が完成した神護景雲年間になると、こんどは一般公民を対象に法外の免税措置を講じて移住者を募ることも行われるようになる。

このように柵戸は、天平宝字年間を境に浮浪人・犯罪者などを強制的に移住させるか、さもなければ免税などの優遇措置をとって公民から希望者を募るという方式に変化する。これは奈良時代前半に何度か起こった蝦夷の反乱などによって、蝦夷と境を接する地での生活が決して平穏でないことが広く知られるようになり、東国や北陸の社会で柵戸を忌避する気運が高まって、公民の移配がむずかしくなったためではないかと思われる。とすれば、柵戸の変質の背後にも蝦夷の脅威の高まりがあったことになる。

以上、天平宝字期を中心に8世紀後半の蝦夷政策を概観してみた。藤原仲麻呂は、自分の息子の朝鸞を陸奥守、さらには按察使・鎮守将軍に任命し、蝦夷政策を主導させた。仲麻呂政権の蝦夷政策は、20年ぶりに版図拡大策を再開しただけでなく、蝦夷の抵抗のつよい“処女地”にあえて足を踏み入れて雄勝城と桃生城を造営したばかりでなく、それらの城柵と連携して蝦夷支配にあたる多賀城・秋田城を修造して、陸奥・出羽にわたる城柵支配体制を再編、強化したことが特色としてあげられる。この新体制は、蝦夷の従来以上の反発を威圧しながら敢行された⁽⁴³⁾とみられる。蝦夷の反発の高まりを示すのが、住居域を内部に取り込んだ複郭構造の城柵や柵戸対象者が浮浪人・犯罪者

にシフトすることであったと考えられるのである。

こうした蝦夷との対立の深刻化は陸奥国ばかりでなく、新たに雄勝城を置き、秋田城を修造して同じように支配体制を強化した出羽国でも起こっていたとみられる。つぎにそのことをみてみたい。

3. 城制秋田城と停廃問題

秋田城は延暦二十三年（804）まで、「城制」とよぶべき特殊な領域支配の体制を取っていた。ここでいう「城制」とは、城柵に常駐する「城司」（国司から任命）が常備軍（軍団兵士・鎮兵など）の指揮、城下の蝦夷の支配、さらには朝貢の受け入れなどのほかに、城下の一定の領域の百姓を編戸して支配するもので、ここでは通常の令制郡に相当するものとして「城」とよばれる行政単位がおかれた。そのことを示すのが、「はじめに」に引用した『日本後紀』延暦二十三年十一月癸巳条の「宜_レ停_レ城_ヲ為_レ郡、不_レ論_レ土人・浪人、以_テ住_ニ彼城_ニ者_ヲ編附_ス焉。」という一節である。この史料の「停_レ城_ヲ為_レ郡」という記述や『続日本紀』神護景雲元年（767）十一月己巳条の「置_ニ陸奥国栗原郡_ニ。本是伊治城也」という文に注目した平川南氏は、城制を「令制の郡への移行過程における一種の行政単位」ととらえ、城制の広汎な存在を想定して“城制から郡制へ”というシェーマを提唱した⁽⁴⁴⁾。それに対して今泉隆雄氏は、「城」に「行政単位」という用法を認めようとする平川氏の見解には問題が多いとして否定し、延暦二十三年条の「停_レ城_ヲ為_レ郡」については「国司による城司から郡司への官司機構の転換」と解したのである⁽⁴⁵⁾。しかしながら、「停_レ城_ヲ為_レ郡」の直後の「不_レ論_レ土人・浪人、以_テ住_ニ彼城_ニ者_ヲ編附_ス」という文に着目すると、この「城」が住民を付属する一定の領域を意味していることは否定しがたいと思われる。さらにここで新たに建置される秋田郡には「土人・浪人」を論ぜず編附するといっていることからすれば、これ以前から「城」の住民には土人（地元の本貫のあるもの）と浪人（本貫地から離れている浮浪人）の区別があったことになり、したがって「城」には土人が編附されていたと考えられる。とすれば、このときまで秋田城下には郡制が敷かれておらず、代わりに「秋田城」という行政単位がおかれ、秋田城司がそこに住む土人と浪人の支配にあたっていたと考えられるのである⁽⁴⁶⁾。

平川氏は城制の広汎な存在を想定して、“城制から郡制へ”というシェーマを提唱したが⁽⁴⁷⁾、別稿で検討したように、さきの伊治城→栗原郡の例を含めて、城制が数年以上にわたって存続した例は、秋田城以外には見出しがたく、むしろ雄勝城の場合のように、城柵の完成とほぼ同時に郡が置かれることが多かったとみられる。ところが秋田城では、その直接の前身である出羽柵の秋田村への移転以来、秋田郡が置かれる延暦二十三年まで、じつに71年にわたって郡が置かれることなく、城制⁽⁴⁸⁾が存続し、城司が行政区分である「城」の籍帳支配を直接行ってきたのである。

このことは秋田城の古代城柵としての特徴を考えるうえで、逸することのできない事実と考えられる。秋田城で長期にわたって城制という特殊な行政単位が存続したのは、ここが「孤_ニ居_ニ北隅_ニ、無_レ隣_ニ相救_ニ」といわれたように、防備も支配も困難な地であったために、城司による直轄支配体制を解いて、通常の郡司による支配に移行することがなかなかできなかったためではないかと思われる。

さて、秋田城の歴史のうちⅡ・Ⅲ期が城制（ただしⅡ期は柵制というべきか）の段階であるが、停廃問題が起こるのはそのうちのⅢ期に限られる。これはⅢ期というのが、仲麻呂政権がとった蝦

夷支配の強化策にはじまり、しだいに蝦夷との対立が深まって、ついには三十八年戦争が勃発する時期にあたっていることに関連しよう。そのような事態は陸奥国ばかりでなく、出羽国でも進行していたと考えられる。そのことを端的に示しているのが秋田城の停廃問題にほかならない。

秋田城の停廃は、史料で確認できるところでは、宝亀初年と延暦二十三年の二度にわたって出羽国から要請されている。このうち延暦二十三年の方は、中央政府が出羽国の提案を却下したことで短期間で決着するが、宝亀初年に起こった停廃問題は三十八年戦争の勃発や住民の抵抗などにより紆余曲折があつて、ほぼ10年の長きにわたって秋田城は公的には廃止が決定した城柵というあつかいをうけ、きわめて不安定な状態に置かれるのである。

宝亀年間の停廃問題の発端と、その後10年間の推移は、かなり難解な史料ではあるが、つぎに掲げる『続日本紀』宝亀十一年(780)八月乙卯条にある程度具体的に記されている。

(A)出羽国鎮狄將軍安倍朝臣家麻呂等言、「狄志良須・俘囚宇奈古等款曰、『己等拠_レ憑官威_レ、久居_レ城下_レ。今此秋田城、遂永所_レ棄歟。為_レ番依_レ旧還保乎』」者。(B)下_レ報曰、「(1)夫秋田城者、前代將相僉議所_レ建也。禦_レ敵保_レ民、久經_レ歳序_レ。一旦挙而棄_レ之、甚非_レ善計_レ也。宜_下且遣_レ多少軍士_レ、為_中之鎮守_上。勿_レ令_レ覲_レ彼婦服之情_レ。(2)仍即差_レ(鎮狄)使若(出羽)国司一人_レ、以為_レ專当_レ。(3)又由理柵者、居_レ賊之要害_レ、承_レ秋田之道_レ。亦宜_レ遣_レ兵相助防禦_レ。(4)但以、宝亀之初、国司言、『秋田難_レ保、河辺易_レ治』者。当時之議、依_レ治_レ河辺_レ。然今積以_レ歳月_レ、尚未_レ移徙_レ。以_レ此言之、百姓重_レ遷明矣。宜_下存_レ此情_レ歴_レ問狄俘并百姓等_レ、具言_中彼此利害_上」。

この史料は伊治皆麻呂の乱が勃発した5ヶ月後にあつており、乱後に出羽国に派遣されてきた鎮狄將軍安倍家麻呂らが秋田城にきたときに、城下の狄俘志良須・宇奈古らが「今此秋田城、遂永所_レ棄歟。為_レ番依_レ旧還保乎」と鎮狄將軍に尋ねるのである。今泉氏はここを「今秋田城、遂ニ永ク棄テラレムカ、番ヲ為シテ旧ニ依リテ還ビ保ラムカ」と訓んで、秋田城の守備体制はこれ以前にすでに解除されており、狄俘はそれがこのまま永久に続くのか、それとも復活するのかを尋ねたものと解した。⁽⁴⁹⁾これはまことに慧眼というべき解釈で、秋田城の歴史研究に新局面を拓いたものといえよう。城柵にとって守備体制というのは、その存立に直結することであるから、宝亀十一年以前に秋田城の守備体制がいったん解かれていたというのは、秋田城の歴史においてきわめて重大な事態といわざるをえない。

ところが、その後、森田悌氏は秋田城国府説の立場からこのような解釈に全面的な批判を展開している。⁽⁵⁰⁾筆者は森田氏の見解には従いがたいが、その理由は以下の記述でおのずと明らかになろう。この史料の正確な解釈は、森田説の成否ばかりでなく、秋田城国府説の成否の決め手にもなると思われるので、改めて史料の文脈をたどることを主眼としながら検討してみたい。

この史料は、狄俘らの款言を取り次いだ鎮狄將軍安倍家麻呂の言上((A))と、それに対する中央政府(太政官)の下報((B))から構成されており、太政官の下報はさらに、(1)「多少の軍士」を派遣して守備にあたらせること、(2)鎮狄使、または出羽国司のうちの一人を軍士を率いる専当官として派遣しすること、(3)由理柵にも兵を派遣して、秋田城と連携して防禦にあたらせること、(4)「宝亀の初」に「河辺に治める」ことに決したのに、いまだに「移徙」していないのは、百姓が遷ることをきらっているためであるから、狄俘・百姓らを歴問して「彼此の利害」を申す(説明する)こ

と、の四点を命じている。

最初に、確実な事実を確認することからはじめたい。事の発端は、城下の狄俘が鎮狄將軍に対して「今此秋田城、遂永所_レ棄歟。為_レ番依_レ旧還保乎」と、今後の秋田城の守備体制についてたずねたことである。これに対する太政官の下報も、(1)~(3)まではすべて秋田城の守備体制、ないしは秋田城の後援となる由理柵（由利本莊市子吉川下流域か）との守備の連携強化策である。そして(4)に「宝亀の初」の秋田城の停廢問題が出てくるという順序になる。この鎮狄將軍と太政官とのやりとりの主題が、秋田城の守備体制であることは明白であるから、当然のことながら、もっとも難解な(4)も秋田城の守備体制との関わりで解釈されなければならないであろう。

つぎに確認しておきたいのは、このときの言上が狄俘→鎮狄將軍→太政官というルートでなされていて、出羽国司が関与していないことである。鎮狄將軍は、出羽国に臨時に派遣されてきた軍事指揮官である。嵯麻呂の乱勃発直後の三月二十八日、征東大使（征東將軍）・副使（副將軍）が任命され、さらにその翌日、鎮狄將軍に安倍家麻呂が任命される。五月十一日には鎮狄將軍・出羽国司に対して、渡嶋蝦夷が来朝したときには饗応、慰諭に意を用いるよう命じる勅が出羽国宛に下されているので、このころ鎮狄將軍はすでに出羽国に到着していたとみられる。その鎮狄將軍が八月には秋田城に来ているのである。当然、軍士を率いていたはずである。

かりに秋田城国府説が主張するように、この時点で秋田城に国府が置かれていたとすると、秋田城の今後の守備体制について一介の狄俘が確認をすること自体がきわめて不自然であり、その確認の相手が国府であれば当然いるはずの出羽国司ではなく、臨時の派遣官である鎮狄將軍というのはさらに解しがたい。秋田城が国府であればいうまでもないが、そうでなくても城司が常駐する通常の城柵であれば、城司が軍団兵や鎮兵などの常備軍を率いる守備体制がとられるはずであるから、城柵守備の責任者である城司に確認すべきことであって、それを鎮狄將軍に確認するというのは、通常では考えがたい。ちなみにこの年の五月に出羽国に下された勅では、鎮狄將軍と国司の双方に渡嶋蝦夷の慰諭に意を用いるよう命じている。秋田城が国府であれば、この場合にも同様の形がとられなければおかしいのである。この点をふまれば、狄俘が鎮狄將軍に「今この秋田城は、遂に永く棄てられむか、番を為して旧に依りて還保たれむか」と尋ねたのは、今泉氏が指摘したように、秋田城の守備体制がすでに解除されており、この時点には城司も常備軍も不在の城柵になっていたことを示すものと解さざるをえないであろう。ちなみに前稿で述べたように、このとき狄俘が守備体制の確認をしたのは、彼らがこの時点で自主的に秋田城の守備にあっていたからではないかと推測する。

さらにもう一点、この史料から確認しておきたいのは、このとき太政官が決定した秋田城の守備体制は、あくまでも暫定的なものにすぎなかったということである。具体的に述べると、まず(1)では秋田城の守備兵を「軍士⁽⁵²⁾」とし、しかもその派遣を「且らく^{しほ}」、すなわち当分の間としている。さらに(2)でも鎮狄使または国司をその専当官（＝城司）とするよう命じている。鎮狄使も軍士も、臨時に出羽国に派遣されたものにすぎないから、この守備体制が当面の間の暫定的なものにとどまることは明らかであろう。このような守備体制もまた、国府であればもちろんのこと、城司が常駐する城柵であっても考えがたいことである。

このように秋田城は、宝亀十一年の時点ですでに城司も常備軍も配備されていなかったものであり、

それをこのときの鎮狄將軍の言上を契機に、太政官は、当面、鎮狄使と軍士を派遣して、暫定的な守備体制を敷くよう指示したことが確認できた。そしてこの後に続くのが(4)であるが、その意味を読み解くためには、この(4)が今後の守備体制を指示した(1)～(3)とどのような関係にあるのかを見定めることが必須と思われる。そこで筆者は、(4)冒頭の「但し^{おもひ}以みるに」と、中ほどの「然るに今」に注目したい。「但し」は(1)～(3)に対する「但し」であるから、要するに(4)が(1)～(3)に対する留保条件であることを示すと解されよう。また「以みるに」とは、秋田城の現状の起点となるできごとを思い起こしているのであり、それに対して「然るに今」は、起点をふまえたうえでの現状の問題点を指摘したものと理解される。(4)の(1)～(3)に対する関係と文脈を以上のようにとらえたうえで、その意味を読み解いていくことにしたい。

まずここにいう秋田城の現状とは、要するに宝亀十一年の時点における秋田城の守備体制の現状で、具体的には秋田城から城司も常備軍も引き上げて、制度的な守備体制が解除されている状況にほかならない。「以みるに」以下でそのような状況が生まれた起点を振り返っているわけであるが、それは「宝亀の初」に出羽国司から「秋田は保ち難く、河辺は治め易し」という言上があり、それに対して太政官は「当時の議」で河辺に治めることに決したことであるという。これが秋田城の守備体制解除の起点ということになる。それに対する現状の問題点が、「然るに今」以下ということになるが、そこでは「積むに歳月を以てして、尚ほ未だ移徙せず。此を以て言はば、百姓遷る^{はば}を重かること明らかなり」ということが語られている。秋田城国府説では、「移徙」を国府の移転と見るのであるが、これを受けたすぐ後ろの文章に「百姓遷るを重る」とあるので、ここは百姓の「移徙」、すなわち移住のことと見なければならぬ。したがって、ここは「それなのに、〔宝亀初年から〕今まで幾歳月も経ているのに、〔百姓は〕いまだに移住していない。このことからみて、百姓が移住をきらっていることは明らかである」という意味に解される。これが現状の問題点である。

このように文脈を理解すると、宝亀初年の「秋田は保ち難く、河辺は治め易し」には、すでに今泉氏が指摘していることであるが、秋田城の守備体制の解除に加えて、秋田城下の住民の「河辺」への移住策が含まれていたことになる。秋田城国府説の論者は、その「河辺」(＝河辺府)を出羽郡に所在する旧国府、ないしは新国府たる弘田柵のことと解してきた⁽⁵³⁾。しかし、如上のごとく、そもそも本史料は秋田城の守備体制の問題として、首尾一貫して解釈されるべきものであるから、「河辺」を強いて国府と解釈する必要はない。今泉氏は、「河辺府」は秋田の南隣の河辺郡府とみなすべきことを明快に述べている⁽⁵⁴⁾。筆者は、「依_レ治_ル河_ノ辺_ニ」は「河_ノ辺_ニ治_ムるに依_レり」と訓んで、「河_ノ辺_ニ治_ムることに決した」の意に解釈すべきであると思う。何を「治める」のかというと、右にみたようにこの直後の文で百姓の「移徙」が問題となっていることからみて、百姓と解すべきである。

そうすると、秋田城の現状の起点となる宝亀初年の決定とは、秋田城の停廃に加えて、秋田城下の住民を河辺郡へ移住させることの二点であったことになる。ところが秋田城の停廃の方は、ほどなく城司と常備軍を引き上げて守備体制を解除するところまで進んだが、もう一つの住民の河辺郡への移住策は、住民が移住を忌避したためにいっこうに進んでいなかったのである。そこで、太政官はここで「宜しく此の情を存して、狄俘並びに百姓等を歴問し、具さに彼此の利害を言すべし」という指示をする。これまた難解な文章であるが、「此の情」とは、直前の百姓らが河辺郡への移住をきらう心情のことと解されるし、「彼此の利害」とはこのまま秋田にとどまることと、河辺に移住

することの利害得失とみるべきであるから、ここは「百姓らの河辺郡への移住をきらう心情をよく汲んで、狄俘・百姓らのところを訪問し、このまま秋田にとどまることと、河辺に移住することの利害をよく説明〔して移住を説得〕せよ」という意味に解するのがよいと思われる。要するに(4)で太政官は、河辺郡への移住策がいっこうに進んでいないという現実をふまえ、城下の百姓・狄俘らの説得を命じているのである。このことは、宝亀十一年の時点でなお宝亀初年の決定が生きていたことが知られる点で重要で、太政官は(1)～(3)で秋田城の当面の守備体制を指示したが、もう一方で(4)では、秋田城下の住民を河辺郡へ移住させるための説得工作もすすめさせ、もしそれが功を奏すれば秋田城を完全に停廃して、その守備体制も解除することを留保したものと解されよう。これが、(4)が「但し」で前文を受けている理由である。

以上、宝亀十一年八月条の文脈をたどってきたが、それは宝亀初年に決定済みの(a)秋田城の停廃(=城司・常備軍による守備体制の解除と施設の廃止)と(b)城下住民の河辺郡への移住策を受けて出された指示で、(a)については暫定的存続の方針を転じて、当面の間、秋田城の守備体制を復活することにしたが、(b)についてはなお城下住民の説得を続けるよう命じたもの、と要約することができよう。すなわち、この時点でも宝亀初年の決定が生きていたのであり、秋田城は公式には依然として停廃が決定された城柵というあつかいであった。ただし、ここで暫定的とはいえ、嵯麻呂の乱勃発後の状況の変化を受けて、太政官が守備体制の復活の方針を転換したことで、結果的に施設の当面の存続が認められたことは重要である。

本稿における史料の文脈に即した再検討によって、秋田城は宝亀十一年の時点で公式にはすでに停廃が決定され、守備体制も解除された城柵であったこと、したがって秋田城に出羽国府があったとは考えがたいことが再確認できたと思われる。

さて、宝亀初年に惹起した秋田城停廃問題で筆者がとくに注目したいのは、秋田廃城と一体となった城下の百姓の河辺郡への移住問題である。この問題は、これまでほとんど注目されたことがなかったが、秋田城の歴史や特質を考えるうえできわめて重要と考えられるからである。そこで改めて、宝亀初年に惹起した停廃問題の推移をみておきたい。

この点に関して今泉氏は、『続日本紀』の記事から宝亀初年以來、秋田城の「停廃が同十一年まで継続していたとみる考えと、その後復活してふたたび停廃されたとみる考えが可能である」としながらも、「狄・俘囚の言上の口吻からみるとこの時点の停廃はあまり古いこととは思われず、また宝亀初以降出羽国において蝦夷との間が緊張したこともあったから、後者の考えをとることとする」として、「宝亀七年二月に始まる陸奥国の征夷に関係する志波村の蝦夷を中心とする戦いが始まる頃には復活しており、同九年六月にそれが終わった後にふたたび停止し、十一年三月の伊治公嵯麻呂の乱が起こり、その余波を受けたので狄俘の言上に至った」と推測している。

筆者は、前稿では秋田城の停廃は宝亀初年以來、このときまでずっと継続していたとみて、それにも関わらずほぼ10年にわたって施設が存続したのは、城下の百姓や狄俘が自主的に守備をしていたからではないかと考えた。⁽⁵⁵⁾しかしながらその間、三十八年戦争が起こって、出羽国の状況も大きく変化するので、そのような想定にはやはり無理があると思われる。宝亀六年には国府の移転が申請され、1000人に近い鎮兵が徴発されるほど出羽国の状況が緊迫しており(『続日本紀』同年十月癸酉条)、さらに宝亀七年に陸奥国で山海両道の蝦夷に総攻撃をかける際に、出羽国は雄勝から進軍し

て山道の蝦夷の西辺を討つよう命じられ、翌八年にかけて志波村の蝦夷と戦うが、出羽国軍は敗退している。また八年には「出羽国蝦賊叛逆。官軍不利、損失器仗」と、出羽国の蝦夷も反乱を起こしている（同書同年十二月癸卯条）。このように、宝亀六年から八年にかけて、出羽国をめぐる状況はかなり緊迫し、何度か戦闘も行われている。その間秋田城が警備もされないまま、まったく放置されていたというのは、やはり考えがたいので、基本的には今泉氏の想定にしたがっておきたい。

ここで筆者が改めて注目したいのは「然今積以歳月、尚未移徙。以此言之、百姓重遷明矣」という一節である。すなわち、宝亀初年以來、城下の住民を河辺郡へ移住させるという方針に変更がなかったにもかかわらず、住民がしたがわなかったために移住策はいっこうに進んでいなかったのである。そこで狄俘・百姓らを説得するよう指示が出されるが、このことは移住策を実現するには城下の狄俘や百姓の説得が不可欠であったことを示している。これは換言すれば、宝亀初年に秋田城の停廃と城下住民の河辺郡への移住策が決定され、まもなく秋田城の守備体制が解かれたにもかかわらず、施設としての秋田城の廃止にまでいたらなかったのは、城下の住民たちが政府の移住策に応じなかったことによる、ということになる。

このように秋田城の停廃が正式に決定され、防備体制が解除されても、城下の百姓・狄俘はなお「治めやすい」河辺郡への移住を拒否して、農業経営に不向きな秋田城下に住み続けるのである。それがなぜかは、直接史料からはわからないが、これまでみてきた秋田城の歴史からみれば、北方日本海地域ネットワークを通じた北方交易との密接な関わり以外には考えがたいであろう。

秋田城の停廃問題をめぐってもう一つ注意される点は、出羽国が秋田城の停廃を中央政府に要請したのが宝亀初年であったことである。宝亀初年といえば、三十八年戦争勃発の数年前にあっている。前節で、藤原仲麻呂政権以降、陸奥国では三重構造城柵が造られ、移民政策にも変化がみられるなど、蝦夷との対立がしだいに深刻化していくことをみたが、出羽国でも雄勝城の造営などによって版図が拡大されて、同じように蝦夷との対立が深まったことで、北に突出した場所に位置する秋田城の防衛が困難となり停廃問題が起こってくると思われよう。

なお創建当初の雄勝城の遺跡はまだ確定はしていないが、当時の雄勝郡域に所在していたとみてよい。雄勝郡は山北地方（秋田県横手盆地）で最南の郡であるから、当時の雄勝城は横手盆地の南部（現在の横手市周辺）にあったと推定される。⁽⁵⁶⁾ 秋田城とは直線距離で60 kmほどである。これによって秋田城の飛び地的状況はある程度緩和されたであろうが、陸奥国の桃生城や伊治城の場合、南隣の城柵との距離が15 km前後であるのと比べると、まだ格段に孤立した状況であること⁽⁵⁷⁾に変わりはなかった。さらに横手盆地に国郡制が敷かれ、多数の柵戸が送り込まれてくると、出羽国でも蝦夷との対立は従来以上に深まったことが想定される。

Ⅱ期の秋田出羽柵の段階の方が、立地としては孤立していたにもかかわらず、Ⅲ期に山北地方まで領域支配が拡大され、さらに出羽柵の北進から40年近く経ってから停廃問題が起こるのは、朝貢・交易関係よりも律令的な領域支配の方が蝦夷との軋轢が起こりやすかったからではないかと考えられる。

4. 秋田城と北方交易

秋田城が北方交易の拠点であったと考えられることは、すでに多くの指摘がある。⁽⁵⁸⁾ 蝦夷の重要な

交易品の一つが渡嶋蝦夷のもたらす毛皮であった。つぎの延暦二十一年（802）太政官符は、渡嶋蝦夷が出羽国に朝貢してきた際に盛んに私交易が行われていることを伝えている点で興味深い。

太政官符

禁_三断私交_二易狄土物_一事

右被_二右大臣宣_一稱、渡嶋狄等来朝之日、所_レ貢方物、例以_二雜皮_一。而王臣諸家競買_二好皮_一、所_レ殘惡物以擬_レ進_レ官。仍先下_レ符禁制已久。而出羽国司寬縱曾不_二遵奉_一。為_レ吏之道豈合_レ如_レ此。自今以後、嚴加_二禁断_一。如違_二此制_一、必處_二重科_一。事縁_二勅語_一。不_レ得_二重犯_一。

延暦廿一年六月廿四日（『類聚三代格』卷十九）

渡嶋蝦夷が出羽国に来朝すると、王臣諸家が競って「好皮」を買ってしまい、残った「悪物」が朝貢品にあてられるということで、私交易を禁止した格である。「先下_レ符禁制已久」とあるので、すでに奈良時代に私交易を禁止する官符がだされていることが知られる。毛皮交易が行われた場所は、主として秋田城であろう。

蝦夷との交易品は、さらに馬・俘奴婢・昆布・沙金・鷹などがあつた⁽⁵⁹⁾。つぎの延暦六年（787）官符は、三十八年戦争の最中にも私交易が盛んに行われていたことを伝える。

太政官符

応_下陸奥按察使禁_中断王臣・百姓与_二夷俘_一交関_上事

右被_二右大臣宣_一稱、奉_レ勅、如聞、王臣及国司等争買_二狄馬及俘奴婢_一。所以、犬羊之徒、苟貪_二利潤_一、略_レ良窃_レ馬、相賊日深。加以、無知百姓、不_レ畏_二憲章_一、売_二此国家之貨_一、買_二彼夷俘之物_一。綿既着_二賊襖冑_一、鉄亦造_二敵農器_一。於_レ理商量、為_レ害極深。自今以後、宜_二嚴禁断_一。如有_二王臣及国司違_二犯此制_一者、物即没_レ官、仍注_レ名申上。其百姓者、一依_二故按察使從三位大野朝臣東人制法_一、隨_レ事推決。

延暦六年正月廿一日

王臣家や国司等が蝦夷から馬・俘奴婢を争って買うために、「犬羊の徒」が利益をむさぼろうと良民を虜略したり、馬を盗んだりして、日増しに人々を賊害することがひどくなっているという。また百姓の方もさまざまな貨物を蝦夷に売り渡すために、綿や鉄が蝦夷の手にわたって利敵行為になっているとされる。「犬羊」は大系本では「弘羊」となっているが、⁽⁶⁰⁾『青森県史』が前田家本によって「犬羊」としているのが正しい。「犬羊の徒」とは取るに足らない、つまらない連中という意であるが、「犬羊之情、猶顧_二妻孥_一」（『類聚国史』卷一九〇 俘囚 弘仁八年九月丙午条）、「犬羊狂心、暴悪為_レ性」（『日本三代実録』元慶二年三月二十九日乙丑条）のような用例からみて、蝦夷を指すと考えられる。したがって「略_レ良窃_レ馬」のは蝦夷であり、それが「俘奴婢」や「狄馬」となって王臣家買い取られていくというのが文意である。「狄馬」の主体が良民から盗んだ馬とは考えがたく、記述には誇張、歪曲が含まれるとみられるので、「俘奴婢」もはたして蝦夷に拉致された良民のこととみてよいかは躊躇される。中にはそういう場合もあったかもしれないが、蝦夷同士の戦闘による捕虜ということもありえよう。⁽⁶¹⁾

この史料は、蝦夷の交易相手が王臣家や国司ばかりでなく、百姓も多数いたことが知られる点で重要である。しかも百姓については、故按察使大野東人の制法によって処罰せよというのであるから、大野東人が按察使であった天平年間⁽⁶²⁾には陸奥按察使管内、すなわち陸奥・出羽両国で百姓が盛

んに蝦夷との私交易を行っており、それを禁止して処罰する「制法」が出されていたことになる。天平年間といえ、ちょうど出羽柵が秋田村に移転した時期であるから、その出羽柵での交易も「制法」の対象となったとみてよい。

このように蝦夷との私交易はすでに奈良時代から禁制が出るほど盛んに行われており、階層的にも王臣家や国司にとどまらず、百姓も行っていたと考えられる。交易の場は、蝦夷が来貢する城柵やその周辺が中心となっていたであろうが、百姓と蝦夷の交易はそれ以外の場所でも日常的に行われていたとみてよい。禁制は奈良時代から平安初期にかけてしばしば出されているが、それが守られた形跡はあまりない。

ただし渡嶋蝦夷を中心とした北方交易に限ると、交易の場はかなり限定されていたとみられる。というのは、『日本後紀』弘仁元年（810）十月甲午条には、

陸奥国言、渡嶋狄二百余人来_レ着部下気仙郡。非_レ当国所_レ管、令_レ之_レ帰去。狄等云、時は寒節、海路難_レ越。願_レ候_レ来_レ春、欲_レ帰_レ本郷者。許_レ之。留住之間、宜_レ給_レ衣糧。

という記事があり、渡嶋蝦夷が陸奥国気仙郡に来着し、陸奥国の所管でないので退去させようとしたが、冬期であったので翌春までの滞在を認めるよう陸奥国から要請があり、許可されたというのである。これによって渡嶋蝦夷は出羽国の所管とされており、陸奥国に到着した場合も退去させることが原則とされていたことが知られる。

このように渡嶋蝦夷は出羽国に来貢するよう定められていたから、主として来貢時に行われたとみられる渡嶋蝦夷との私交易も出羽国が舞台となっていたと考えてよいであろう。さきにみたように宝亀初年から十一年にかけては、秋田城には城司も常備軍も置かないのが原則だったので、渡嶋蝦夷は出羽国府に来朝していたとみられるが、その場合も秋田に寄港した可能性は考えられよう。

菘島栄紀氏は、秋田城に渡嶋蝦夷が来貢するたびに王臣家が使者を派遣するようなことは考えにくく、むしろ秋田城周辺にある程度恒常的な拠点や営を営んでいたという想定の方が合理的であろうとし、さらに秋田城の周辺に浮浪人が集中しているとみられることを指摘して、彼らが王臣家の使人として交易に携わっていたという可能性も提示している⁽⁶³⁾。筆者もこのような想定を継承したい。前節で政府・出羽国が秋田城の停廃を決めて守備体制を解除したにもかかわらず、城下の住民たちが南隣の河辺郡への移住策にしたがわなかったために、結果的に秋田城の施設が存続したことをみた。彼らの多くは秋田城下で交易を生業としていたのではないかと推測した。これは菘島氏の見解と合致するもので、秋田城は国家の交易拠点であったばかりでなく、私交易の一大拠点でもあったのであり、城下に居住していた多くの狄俘・百姓にとっても生活の糧を得る交易の場となっていたと推測される。

④……………郡制秋田城の段階(延暦二十三年(804)～)

1. 平安初期の城柵再編と秋田城

宝亀五年（774）の海道蝦夷の反乱を契機にはじまった三十八年戦争は、やがて山道蝦夷との戦いを中心となるが、中央政府は苦戦を強いられる。とくに延暦八年（789）には紀古佐美率いる征討軍

が巢伏村で阿弭流為率いる蝦夷軍に完敗してしまう。その後、坂上田村麻呂を副将軍に抜擢し、延暦十三年（794）の征夷で勝利をあげて、ようやく攻守ところを変える。さらに延暦二十年（801）の征夷では、征夷大將軍に任じられた田村麻呂が胆沢地域の制圧に成功するのである。これによって圧倒的な優位に立った律令国家は、陸奥国では翌延暦二十一年に胆沢城を、翌々二十二年には志波城を造営する。とくに志波城は多賀城に匹敵する最大級の古代城柵で、この段階にはさらに北方への領域拡大を意図していたことがうかがわれる。

一方、出羽側に関しては、『日本後紀』の闕逸もあって、直接の文献史料は残されていないが、弘田柵では年輪年代法による外柵の柵木の測定の結果、その伐採年代が800～802年、外郭の創建期の柵木も801年であることが判明した⁽⁶⁴⁾。したがってその造営は802年（延暦二十一）に開始されたとみられる。まさに胆沢城造営と同じ年である。弘田柵は、近年、第二次雄勝城説が有力化している⁽⁶⁵⁾が、筆者もこの見解を支持する。

また秋田城でも、ほぼ同じ時期に大改修が行われていることが考古学的に明らかにされている。外郭・政庁のⅢ期とされている造営期がそれで、その造営年代は外郭Ⅱ期の終末に堆積し、同Ⅲ期の構築にともなう整地で覆われたスクモ状の堆積層（泥炭層）の上層から延暦十四年（795）の年紀のある木簡が出土したことから、それを大きく降ろさない8世紀末～9世紀初頭ごろと考えられている。筆者は、これに文献史学の立場から検討を加え、延暦二十三年（804）に出羽国の秋田城停廃案を退けて「_停城為_郡」ことを命じた『日本後紀』の記事こそ、秋田城の大改修の直接の契機となったものと推定した⁽⁶⁶⁾。すなわち秋田城の大改修は、延暦二十三年の秋田城における城制から郡制への移行に伴うものと考えられるのである。

平安初期の城柵再編は、宝

秋田城Ⅳ期(804～)関係図

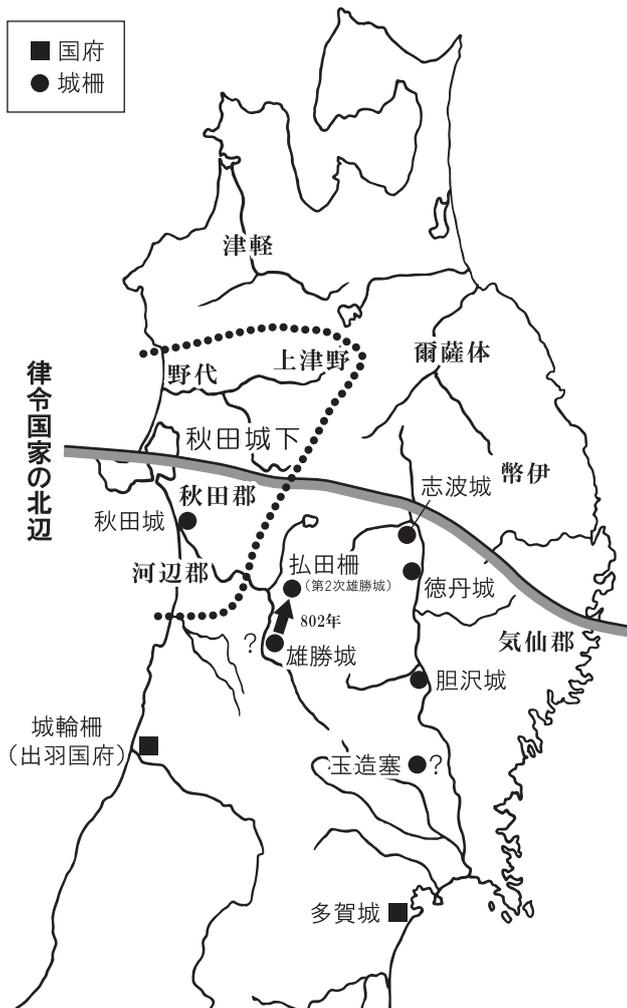


図3

亀五年以来の対蝦夷戦における勝利を基礎として、陸奥国では山道蝦夷の中心拠点に胆沢城・志波城を置き、出羽国では払田柵跡を造営し、秋田城の大規模改修を行う。この4城柵の新規造営と改修によって、律令国家の蝦夷支配は格段に強化され、秋田城を取り巻く状況も大きく変わることになる。

まず、陸奥国の疆域が大幅に北に拡大された。それまで陸奥国最北の城柵は伊治城（現宮城県栗原市）であったが、それが志波城（現盛岡市）までいっきに100 km以上北進するのである。これによって陸奥国の北端志波城と出羽国の北端秋田城がほぼ同じ緯度となる。そしてそれまで横手盆地南部にあった雄勝城を同じ横手盆地北部の払田柵跡に移動したとみられる。創建期の雄勝城が現在有力視されている横手市造山遺跡であるとする、約25 km北上したことになる。払田柵跡は、志波城からも秋田城からも、直線距離で50 km余のところにあたり、陸奥・出羽両国の最北の城柵を結ぶルートのうちちょうど中間点に位置することになる。陸奥国の北端の約100 kmの北進と志波城の造営、そしてそれに連動した払田柵＝第二次雄勝城の造営によって、それまで秋田城に宿命的にまとわりついていた「孤居北隅、無隣相救」という重大な戦略上の欠陥は、大きく解消へと向かうことになったと考えられる。

雄勝城の北進（＝払田柵の造営）の理由について、払田柵＝第二次雄勝城説をとる熊田氏はおもに第4次征討計画（延暦二十三年（804）正月に征夷大將軍・副將軍が任命されるが、翌二十四年十二月の徳政相論によって中止された征討計画⁽⁶⁷⁾）との関連で説明しており、鈴木氏もそれを継承しているが、これを最大の理由とみるのは疑問である。というのは、そもそも城柵は蝦夷支配のための恒久施設であるから、その造営をもっぱら臨機の軍事行動である征討との関連で説明することには大きな問題があると考えられるからである。既述のように、払田柵は陸奥側の胆沢城と同じ年に造営が開始されたとみられ、さらに翌年には志波城が造営されているので、3城柵は同じ契機によって計画、造営されたとみるべきであって、それは延暦二十年の征夷による勝利以外には考えがたい。したがってその最大の目的は、征夷戦後の版図拡大をふまえた蝦夷支配体制の再構築にあったと考えられよう。

2. 秋田郡の建置と城下支配の拡大・強化

山道蝦夷の制圧を契機として行われた平安初期の城柵再編は、秋田城を取り巻く状況を劇的といつてよいほどに変化させた。それをふまえて行われたのが、「はじめに」で引用した延暦二十三年（804）の施策である。このとき出羽国は、秋田城は土地が痩せていて農耕に不適なうえに、軍事的にも北隅に孤居していて救援しにくいという理由をあげて、秋田城を停廃する代わりに河辺府（＝河辺郡府）を維持することをもとめた。これは宝亀初年にいったんは決定された秋田城の全面放棄と城下住民の河辺郡への移住策の再提案にほかならない。ところが中央政府は、城下住民の河辺郡への移住策が実施困難であることを察知していたことに加えて、すでに胆沢・志波両城を新たに造営し、雄勝城も北進させて城柵再編策を急ピッチで進めていた状況をふまえて出羽国の提案を却下し、このとき陸奥・出羽両国で推進していた城柵再編策の一環として秋田城の整備と城下の支配強化策を打ち出す。それが「宜停城為郡、不論土人・浪人、以住彼城者編附焉」という施策であった。「停城為郡」とは、かつて今泉氏が論じたように城司機構を廃止するという意味

ではなく、行政単位としての城制を廃止して代わりに秋田郡を建置し、その秋田郡に土人ばかりではなく浮浪人も編附して郡司が支配を行う体制をとるようにしたと解される。城司機構はこれ以降も存続し、秋田郡の公民支配を上から統括すると同時に、城下の蝦夷支配を行ったと考えられる。

『日本三代実録』の元慶の乱関係の記事は、9世紀後半段階における秋田城司の支配を具体的に伝える点で貴重である。元慶二年（878）、古代出羽史上最大の反乱である元慶の乱が勃発する。このとき反乱を起こしたのは、「秋田城下賊地者、上津野・火内・楡淵・野代・河北・腋本・方口・大河・堤・姉刀・方上・焼岡十二村也」（『日本三代実録』同年七月十日癸卯条）とあるように、秋田城以北の八郎潟東岸から米代川流域にかけての「秋田城下」の12村の俘囚であった。『藤原保則伝』によれば、ときの秋田城司良岑近がこれら12村に「聚斂無厭、徴求万端」という「苛政」を行ったために、俘囚たちが「豊怨積怒」らせてついに「叛逆」するにいたったという。このころには、遠く米代川上流の上津野村までが秋田城下に組み入れられ、秋田城司の苛烈な支配にさらされていたのである。元慶の乱を記した『日本三代実録』には「賊首」、また『藤原保則伝』には「豪長」「渠帥」などとよばれる蝦夷の族長が反乱軍のリーダー的な存在であったことを窺わせる記述がみられる。秋田城司による城下の俘囚支配は、このような族長を介しての支配であったとみられるが、それにしても乱の直前には村々の俘囚が耐えきれないほどの苛烈な支配体制が敷かれていたことになる。

一方、遡って宝亀二年（771）には、「出羽国賊地野代湊」に渤海国使壹万福ら325人が到着し、ただちに常陸国に移されて安置、供給を受けている（『続日本紀』同年六月壬午条）。宝亀二年といえば、出羽国ではちょうど停廢問題が起こって、秋田城の停廢が正式に決まったところであるが、能代（野代）が「賊地」とされていることが注意される。もっとも元慶の乱の記事にも十二村は「秋田城下賊地」と出てくるが、こちらは反乱に立ち上がったから「賊地」とされたのであって、通常は「秋田城下」の十二村であったとみてよい。鐘江宏之氏が指摘しているように、この「城下」には一定の政治的意味があった。すなわち『日本後紀』弘仁五年（815）十一月己丑条では、陸奥国から胆沢・徳丹二城の「城下」の蝦夷と津軽蝦夷が区別されて把握されているし、元慶の乱段階にも津軽蝦夷は渡嶋蝦夷とともに、秋田城下の「村」とは明らかに区別されていて、「津軽と渡嶋は秋田城下に組み入れられていることをうかがわせる記載が全くない」。しかも「津軽夷俘、其党多、種、不知幾千人」とあることからすれば、出羽国司からはかなり漠然と把握されているにすぎないとして、村単位に把握されていた米代川流域との大きな違いを指摘する⁽⁶⁹⁾。要するに「城下」というのは、城司の一定の支配を受けていた地域を示す政治的な概念であって、その範囲に住む蝦夷は「村」単位に律令国家に把握されていたということになる。

能代は、宝亀二年に出羽国の「賊地」とされているが、この段階にはっきりした敵対関係にあったわけではないと思われる。というのは、このとき渤海使が能代に来着するとまもなく出羽国に連絡が入り、その後、中央政府の指示で渤海使を常陸国に安置、供給する措置を講じたとみられるので、ふだんから能代と秋田城など出羽国側との間にはある程度の接触、交流があったとみられるからである。それにもかかわらず「賊地」とされているのは、この段階には能代がまだ秋田城下に組み入れられていなかったからであろう。米代川河口の能代が秋田城下に入っていなかったとすれば、それより上流の上津野・火内・楡淵などが秋田城下と考えがたいことはいうまでもなからう。すな

わち米代川流域は、宝亀二年の段階には秋田城下に組み込まれておらず、したがって族長らを通して城司の支配を受ける形にもなっていなかったとみられるのである。このころ秋田城の停廢が決定され、やがて三十八年戦争が勃発するので、このような状況は少なくとも「停_レ城為_レ郡」が決定される延暦二十三年（804）までは変わらなかったであろう。「孤_レ居北隅_レ」という表現は、この段階の秋田城の城下支配の狭小さを背景にしたものでもあったのである。

このように秋田郡が建置された延暦二十三年には、秋田城下は米代川流域にまでおよんでいなかったとすると、北は秋田郡の北限（現南秋田郡五城目町付近か）を大きく越えるものではなかったことになる。一方、南については、同じく元慶の乱の記事に出てくる「向化の俘地」添河・覇別・助川の3村がやはり秋田城下とされている。このうち添河は、『和名抄』に秋田郡の郷名としてみえる「添川」に相当する。3村は、それぞれ添河＝旭川流域、覇別＝太平川流域、助川＝岩見川流域に比定される⁽⁷⁰⁾。これらのうち旭川・太平川流域は秋田郡域であるが、岩見川流域は河辺郡域に含まれる。したがって秋田城下に含まれる郡は秋田郡と河辺郡であったと考えられる。その南の山北三郡（雄勝・平鹿・山本の三郡⁽⁷¹⁾）は、雄勝城下に入るとみてよい。要するに延暦二十三年段階の秋田城下は、ほぼ秋田・河辺両郡域を合わせた地域に限られていたと考えられるのである。

その後、いかにして米代川流域までを秋田城下に組織していったのか、その具体的経緯はいっさい不明である。ただ手がかりがまったく残されていないわけではない。一つは米代川流域の集落遺跡の推移である。小松正夫氏の集成によれば、米代川流域で集落遺跡が増加するのはおおむね9世紀後半代であり、とくに中下流域の大館・比内地区と能代・山本地区では、元慶の乱以降の9世紀第4四半期にならないと目立った集落遺跡は出現してこない状況である。元慶の乱の記事をみれば、遅くとも乱勃発以前から米代川流域に多くの俘囚が住み、秋田城司の収奪にさらされていたことは明らかであるから、この状況がそのままこの地域の住民数の推移を示すものなのかは、なお検討を要すると思われるが、9世紀後半に入ると急激に堅穴住居の居住者が増大することは否定できないであろう。

もう一つの手がかりは、すでに熊田氏が注目しているように⁽⁷³⁾、9世紀半ばごろから陸奥・出羽両国で百姓の「奥地」への流入が盛んになることである。承和十年（843）四月二十八日官符（『類聚三代格』卷一二）には、「頃年、辺郡黎毗，習俗澆醜，好逋_レ課賦_レ，多入_レ奥地_レ。又陸奥人民，既宕_レ出羽_レ，出羽百姓，還匿_レ陸奥_レ。去就無_レ定，姦通多_レ綺。遂令_レ課賦之民，脱_レ於籍帳_レ，調庸之物，欠_レ於官庫_レ」とあり、「辺郡」の公民が課役を逃れて「奥地」に逃亡していることが問題となっている。史料に出てくる東北の「奥地」とはすべて陸奥国の「奥地」で、出羽国には「奥地」は存在しないとす⁽⁷⁴⁾る説もあるが、したが⁽⁷⁵⁾いがたい。別稿で述べたように、「奥地」とは相対的な呼称であって、基準となる場所から奥に入ったところという意味であるから、特定の場所をさすわけではない。この場合は陸奥・出羽両国の「辺郡」に対する「奥地」であるから、両国の国郡制未施行地をさすとみられる。出羽国であれば、秋田郡以北の地ということになる。このころすでに、米代川流域などにある程度の数の百姓が流入していたのである。

さらに、これも熊田氏が注目した史料であるが、元慶の乱の最終段階に藤原保則が出羽国内の疲弊を訴えるなかで、「国内黎氓，苦_レ来苛政_レ，三分之一，逃入_レ奥地_レ」（『日本三代実録』元慶三年三月二日壬辰条）と述べていることである。熊田氏はこの「奥地」を津軽と解して、かなりの公民が

津軽に逃亡し、さらには彼らのうちから反乱軍に加わったものが多数いたとみている⁽⁷⁶⁾。また鐘江氏も、「奥地」を津軽に限定することには一定の留保を示しながらも、相当数の公民・蝦夷が津軽等の「奥地」に逃亡したことをみとめ、それが津軽の地域社会に大きな影響をおよぼしたと考えている⁽⁷⁷⁾。筆者は、この記事が9世紀後半の北奥社会を考えるうえで重要な意味をもっていることは間違いないと思うが、熊田氏のように「奥地」を津軽に限定し、なおかつ反乱軍側に「奥地」に流入した公民が相当数含まれていたと解するには根拠不足と考える。また「三分之一」という数にはかなりの誇張が含まれるとみておいた方がよいと思われるが、元慶の乱の前段階にさらに多くの公民が秋田郡以北の奥地に逃亡し、それが米代川流域や津軽の地域社会にさまざまな影響をおよぼしたことは十分に考えられよう⁽⁷⁸⁾。

このように、9世紀半ば前後から元慶の乱が勃発する時期にかけて、出羽側では多くの住民が秋田郡以北の国郡制の未施行地に流入し、それがこの地域の社会変動の一つの要因になったと考えられるのである。一方で、この時期、出羽国では国内の支配が安定し、蝦夷の反乱もほとんど起こらなくなる。そのことを端的に示す事実として、出羽国の常備軍が実際には配備されなくなることがあげられる。元慶の乱以前に、出羽国には兵士・鎮兵合わせて1650人の「例兵」（常備軍）が置かれることになっていたが、乱が勃発したときには「承前国司、无_レ置_一一人_一」（『日本三代実録』元慶三年三月二日壬辰条）という状態で、わずかに健児が守備兵として置かれていただけであった（同書元慶五年三月廿六日甲戌条）。これはすでに数十年にわたって蝦夷との大規模な戦闘はみられず、「忘_レ戦日久」しかつた（元慶三年三月二日壬辰条）ためとみられる。つまり、9世紀半ば以降は出羽国の蝦夷支配は非常に安定するのであり、それに乗じて国司が苛政を行ったことで多数の公民の国郡制未施行地への逃亡が起こり、また秋田城下では苛烈な収奪にさらされ、耐えがなくなった俘囚が反乱を起こすという事態に立ちいたるのである。これはⅢ期にはまったく考えられなかった状況の変化といってよい。

『藤原保則伝』は、元慶の乱のころの出羽国について、「此国、民夷雑居、田地膏腴。土産所_レ出、珍貨多端。豪吏并兼、无_レ有_一紀極_一、私増_一租税_一、恣加_一徭賦_一。又権門子年来求_一善馬良鷹_一者、猥聚如_レ雲」と叙述している。『保則伝』は、漢文特有の文飾や誇張、さらには事実誤認などもまみ見受けられるので、史料として取り扱うときは注意が必要であるが、出羽国司の増員を定めた天長七年（830）閏十二月二十六日官奏（『類聚三代格』巻五）で「此国、頃年戸口増益、倉庫充実。稽_一于遂初_一、寔為_一殷繁_一」といわれていて、すでに9世紀前半から出羽国の人口が増加し、財政的にも豊かになりつつあったことが知られるし、既述のように、承和年間には百姓が賦課を逃れて奥地に流入する事態も確認できるので、「…田地膏腴。土産所_レ出、珍貨多端。豪吏并兼、无_レ有_一紀極_一、私増_一租税_一、恣加_一徭賦_一」という記述は、おおむね事実を伝えたものとみてよいであろう。「此国」とあるから、この記述を秋田城周辺に限定することはできないが、保則は乱の勃発後に権守に任じられて秋田城（ただし、その時点には秋田城は焼亡し、臨時に秋田宮が築かれていた）に赴任して乱取東の指揮をとっており、また「民夷雑居」とあったり、権門の子弟の馬や鷹の交易が述べられているから、秋田城を中心とした記述とみてよいと思われる⁽⁷⁹⁾。そうすると、ここに記されている田地が肥沃で産物が豊富であるために「豪吏」の土地兼併や租税増徴が横行し、権門の子弟が交易の利を求めて雲集することなどは、多分に当時の秋田城周辺の様子を伝えたものとみてよいであろう。

要するに、元慶の乱の原因となった秋田城司の苛政は、秋田城による城下支配の拡大、強化の表れにほかならないのであり、さらにその背景には秋田城下における農業生産や交易の大幅な増大があったとみられるのである。このような元慶の乱の直前段階の秋田城をめぐる状況を、かつて「土地境垵，不_レ宜_二五穀_一。加以孤_一居北隅_一，無_レ隣_一相救_一」といわれたⅢ期の孤立して農業生産にも不向きであった秋田城とくらべると、まさに雲泥の差といっても過言でないと思われる。

第Ⅳ期における秋田城下の拡大と蝦夷支配の強化は、秋田城の存立基盤を飛躍的に安定させることになったとみられる。その直接の契機は、延暦二十年（801）の征夷戦の勝利によってもたらされた陸奥側の大幅な版図拡大と、それに続いて翌二十一年から二十三年にかけて陸奥・出羽両国で組織的に推進された城柵支配の再編・強化策であった。これによって、それまで「孤_一居北隅_一，無_レ隣_一相救_一」とさえいわれ、しばしば出羽国から停廢が要請された不安定な城柵秋田城は、やがて「民夷雜居，田地膏腴。土産所_レ出，珍貨多端。…又権門子年来求_二善馬良鷹_一者，猥聚如_レ雲」といわれるような、殷賑をきわめる北縁の城柵へと転成する。しかしながら9世紀半ば以降の農業生産力の飛躍的な向上と支配の安定は、かえって国司の苛政と百姓の逃亡、俘囚の反発という新たな社会矛盾を生み出し、ついに元慶の大乱にいたるのである。元慶の乱の背景には、秋田城下の地域社会の飛躍的な発展と、それを収奪の対象にしようとする城司、さらには富を求めて秋田城に集まってきた権門子弟・浮浪人・狄俘・渡嶋蝦夷などさまざまな人々の営為があったといえよう。

おわりに—北方交流の拠点から城下支配の拠点へ—

以上、古代秋田城の歴史をⅠ～Ⅳ期に区分して、その歴史的展開をたどってきた。最後に、要旨をまとめておきたい。

斉明朝の阿倍比羅夫の北征によって秋田蝦夷が服属し、秋田は北方日本海地域ネットワークの南の窓口として倭王権に知られるようになる。奈良時代に入り、出羽国が建国されると、出羽郡に「渡嶋津軽津司」が置かれて、渡嶋・津軽の諸津、および北方蝦夷集団とアシハセ（靺鞨＝肅慎）の朝貢の管轄を職務とした（Ⅰ期）。

渡嶋津軽津司は、国府所在地に置かれた派遣官であったため、その活動には種々の限界があり、斉明朝にいったん服属しながらその後離反した津軽・能代などの蝦夷の再服属も実現しなかった。さらに神龜四年（727）には北回り航路で初来日した渤海使の大使らが蝦夷に殺害されるという事件が起こる。このようなことから、渤海使の受け入れ施設も兼ねた北方交流の拠点が必要とされ、天平五年（733）に出羽柵が秋田村に移転することになる。こうして秋田出羽柵は、当時の律令国家の版図のなかで大きく北に突出した場所に造営された、領域支配の著しく未熟な城柵としてスタートするのである。この秋田出羽柵の戦略的弱点を補足するために、出羽柵と陸奥国をむすぶ駅路と、雄勝城・雄勝郡の創設とが同時に計画されたが、前者が途中で中止されたため、後者も未着手のまま先送りされた（Ⅱ期）。

藤原仲麻呂は、天然痘の大流行以来の20年におよぶ沈黙を破り、三男の藤原朝鸞を東北に送り込んで蝦夷支配の大幅な強化に乗りだす。出羽国では、先送りしていた雄勝城の造営に着手して完成させるとともに、雄勝・平鹿両郡を置いて駅路も開通させた。同時に出羽柵を大改修して秋田城と

改称する。さらに陸奥国でも桃生城を造営するとともに、国府多賀城の大改修も行った。

こうして行われた仲麻呂政権による城柵再編策によって、蝦夷との対立はしだいに先鋭化していった。秋田出羽柵の特異な立地は、出羽柵がもっぱら北方交流の拠点として機能していた間は問題が顕在化しなかったが、雄勝城が建てられて横手盆地まで律令国家の疆域が拡大されると、かえって蝦夷との対立が深まり、北辺に孤立した秋田城の防備はしだいに困難となっていった。そのような矛盾は、やがて宝亀初年に顕在化し、いわゆる秋田城の停廃問題が惹起する。その発端は、出羽国が秋田城の防備が困難であることを理由にそれを停廃し、城下の住民を河辺郡へ移住させるよう中央政府に献策したことであって、当時、中央政府もこれを承認した。まもなく秋田城から城司と常備軍が引き上げるが、その直後に三十八年戦争が勃発し、さらには北方交流で生活の糧をえていた城下の住民の抵抗にあって完全な廃城は実現せず先送りされる。宝亀十一年(780)に陸奥国で嵯麻呂の乱が起こってその影響が出羽国まで及んでくると、中央政府は城下の住民の要請を受け入れて、暫定的ではあるが秋田城存続に方針を転換する。この間、秋田郡は置かれず、秋田城司が直接、城下の住民の支配を行う「城制」が敷かれていた(Ⅲ期)。

延暦二十年(801)の征夷によって山道の蝦夷の制圧に成功した桓武天皇は、胆沢城・志波城・払田柵(第二次雄勝城)を続けざまに造営し、陸奥国の版図を大幅に北に拡大して北辺を出羽国とほぼ同じラインにまで押し上げることに成功する。こうして秋田城にまわりついていた「孤居北隅」という宿命的な弱点は、ようやく克服されるのである。この9世紀初頭に実施された二度目の城柵再編と連動して秋田郡が建置され、以後、秋田城の支配体制はようやく通常の城柵と同様に城司一郡司の二段構えになり、その領域支配は格段に強化されることになった。折しも徳政相論によって征夷が終焉を迎えたことと重なって、以後、城司の支配が及ぶ「城下」もしだいに拡大され、米代川上流域の蝦夷村も包摂されるようになっていく。この段階の秋田城は、百姓・狄俘に王臣家の子弟なども加わって盛んに私交易を行うなど、北方交流の拠点としての性格を依然としてもち続けるが、もう一方で秋田郡・河辺郡のみならず、米代川流域にまで城司の支配がおよぶ城下を拡大し、安定した領域支配を行う城柵に転化する。

ところが、この生まれ変わった秋田城のもとで新たな社会矛盾が醸成されていった。それは秋田城の支配体制が安定、強化されることによって、城司の公民・俘囚に対する支配が苛烈となり、やがて多数の人々が国郡制が施行されていない「奥地」に逃亡するという事態となって現われる。この場合の「奥地」は米代川流域や津軽地方をさすとみられ、これらの地域では、南からの逃亡民の流入が一つの原因となって、9世紀後半に堅穴住居で構成される集落遺跡が急速に増大していく。

こうして9世紀後半代には、秋田城以北の北奥地域では社会が流動化するが、それはこの地域に農業生産や須恵器生産などの飛躍的な発展をもたらした反面、城下の俘囚らが秋田城司の過酷な収奪にさらされる要因ともなったと考えられる。そして元慶二年(878)には、ついに秋田郡から米代川流域にかけての城下12村の俘囚が、秋田城司の“苛斂誅求”に耐えかねていっせいに蜂起するという事態に立ちいたるのである(元慶の乱)。その反乱を收拾すべく出羽権守として現地に赴任し、政府軍の指揮をとった藤原保則は、一方で上野・下野軍を中核とした国軍によって反乱軍を撃破するとともに、もう一方で小野春風らの意見を受け入れて反乱勢力の懐柔に努めて、乱を終結させる。さらに乱後には有名無実化していた「例兵」(常備軍)体制を復活し、出羽国に新たな支配体制が敷

かれるのである(Ⅳ期)。

以上、本稿では元慶の乱にいたる古代秋田城の歴史を、新たな視点からたどることを試みた。古代秋田城の歴史は、平安初期の城柵再編を境に大きく二分できると思われる。奈良時代(Ⅱ・Ⅲ期)はもっぱら北方交流の拠点としての段階であり、平安時代前期(Ⅳ期)は領域支配の拠点としての性格を強める段階である。秋田城の停廃問題は奈良時代後半(Ⅲ期)に特有の矛盾が表出したもので、具体的には秋田城の領域支配が未熟であるにもかかわらず、出羽国の領域が横手盆地にまで拡大され、蝦夷との対立が深まったことが主要な原因と考えられる。一方、元慶の乱の原因となったのは、Ⅳ期に特有の矛盾であった。それは、秋田城による領域支配の強化が生み出した、百姓の奥地への流出と城下の蝦夷村に対する収奪強化という新たな社会矛盾である。反乱は藤原保則によって収拾され、例兵体制が復活し、当面の矛盾は糊塗される。やがて歴史は、秋田城介が北方交易と城下の支配を請け負う新しい段階へと移行していくのである。

註

(1)——『後城遺跡発掘調査報告書』(秋田市教育委員会・秋田地所, 1981年)。

(2)——小松正夫「元慶の乱期における出羽国の蝦夷社会」(『古代蝦夷の世界と交流』名著出版, 1996年)。伊藤武士『秋田城跡』(日本の遺跡12)(同成社, 2006年)。

(3)——拙稿「秋田城の停廃問題と九世紀初頭の城柵再編」(『アジア文化史研究』11, 2011年)。また、本稿③章3節参照。ただし、本稿で一部、見解を修正したところがある。

(4)——渡部育子「律令制下の海上交通と出羽—古代出羽における海上交通の意義をめぐって—」(『日本海地域史研究』7, 文献出版, 1985年)。蓑島栄紀「古代出羽地方の対北方交流—秋田城と渡嶋津軽津司の史的特質をめぐって—」(『古代国家と北方社会』吉川弘文館, 2001年。初出は1995年)など。

(5)——拙稿「阿倍比羅夫北征記事の基礎的考察」(『東北古代史の研究』吉川弘文館, 1986年)。渡嶋が北海道と考えられることについても同論文参照。

(6)——今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」(『北日本中世史の研究』, 吉川弘文館, 1990年)。

(7)——ただし、宝亀年間には断続的に城司・常備軍が引き上げて「城制」が停止されることがあった。③章3節参照。

(8)——拙稿、前掲「秋田城の停廃問題と九世紀初頭の城柵再編」。

(9)——拙稿「秋田城と城制」(『日本古代の地域社会と周縁』吉川弘文館, 2012年)。

(10)——徳政相論については、拙稿「平安初期における

征夷の終焉と蝦夷支配の変質」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』24, 1992年)、鈴木拓也「徳政相論と桓武天皇」(『国史談話会雑誌』50, 2010年)などを参照。

(11)——今泉隆雄「秋田城の初歩的考察」(『律令国家の地方支配』吉川弘文館, 1995年)。以下、国府問題に関して今泉氏の説とするものは、すべて本論文のものである。

(12)——小野岑守が陸奥守に任命されたのが弘仁六年(815)なので、「延暦年中」に矛盾する。今泉氏は田村麻呂が延暦年中に国府の建置を提案し、弘仁六年以降に小野岑守が建てたと解しているが、そう解しても、なぜ陸奥守が出羽国府を建てたのかという問題は残る。

(13)——平川南「出羽国府論」(宮城県多賀城跡調査研究所『研究紀要』Ⅳ, 1977年)。

(14)——新野直吉「宝亀六年紀十月十三癸酉日条一段の解義」(『続日本紀研究』186, 1976年)。

(15)——新野直吉・船木義勝『弘田柵の研究』(文献出版, 1990年)。

(16)——いくつかの秋田城跡出土の木簡、漆紙文書について、秋田城国府説の側から秋田城に国府が所在したことを示すものとの見解が提示されているが(秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所『秋田城出土文字資料集』(1984年)、同『秋田城出土文字資料集Ⅱ』(1992年)など。いずれも平川南氏執筆。)、今泉氏のいうように、それらは秋田城国府説を前提とした一解釈というべきであって、いずれも絶対的なものとはみなしがたい。近年の鈴木拓也「古代東北の城柵と出土文字資料」(『木簡研究』33, 2011年)も今泉説に賛同している。

- (17)——以下、阿倍比羅夫関係記事に関する私見は、拙稿、前掲「阿倍比羅夫北征記事の基礎的考察」参照。
- (18)——熊田亮介「賊氣已衰」『古代国家と東北』（吉川弘文館、2003年。初出は1987年）。
- (19)——拙稿「秋田城下の蝦夷と津軽・渡嶋の蝦夷—元慶の乱を中心として—」（『海峡と古代蝦夷』高志書院、2011年）。
- (20)——『日本後紀』大同三年（808）七月甲申条に「鎮守將軍從五位下兼陸奥介百濟王教俊、遠離_二鎮所_一、常在_二國府_一」とある。
- (21)——石井正敏「日本・渤海通交養老四年開始説の検討—養老四年の「靺鞨国」への使者派遣をめぐって—」（『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、2001年、初出は1999年）。養島氏、前掲「古代出羽地方の対北方交流」も「靺鞨国は前代からの「肅慎」観を継承した存在である可能性が高い」として、具体的には大陸・サハリンから道北・道東にかけての地域を一体として認識した概念ではないかとする。
- (22)——持統十年（696）には、来朝した「越度嶋蝦夷伊奈理武志」と「肅慎志良守叡草」が「錦袍袴・緋紺繩・斧」などを授かっている（『日本書紀』同年三月甲寅条）。
- (23)——『続日本紀』文武三年（699）七月辛未条には、「多嶽・夜久・菴美・度感等人、從_二朝宰_一而來貢_二方物_一。」とあり、この「朝宰」が覓国使のこととみられる。
- (24)——『秋田市史—先史・古代通史編』（秋田市、2004年）322頁、など。
- (25)——『続日本紀』文武二年四月壬寅条に「遣_二務広式文忌寸博士等八人于南嶋_一、覓_二国_一。因給_二戎器_一」とある。
- (26)——拙稿、前掲「秋田城下の蝦夷と津軽・渡嶋の蝦夷」。
- (27)——ただし『続日本紀』の原文では「蝦夷」は「蝦狄」とされていたかも知れない。
- (28)——今泉隆雄「天平九年の奥羽連絡路開通計画について」（『国史談話会雑誌』43、2002年）。
- (29)——新野直吉「古代日本と北の海みち」（『藝林』41-1、1992年）。同氏「古代日本と北の海みち」（高科書店、1994年）。
- (30)——古畑徹「渤海・日本間航路の諸問題—渤海から日本への航路を中心に—」（『古代文化』46-8、1994年）。
- (31)——雄勝建郡が雄勝城の造営と一体のものであったことは、『続日本紀』天平九年の奥羽連絡路開設の記事中で大野東人が「發_二軍入_二賊地_一者、為_二教_一諭俘狄_一、築_二城居_二民_一」（同年四月戊午条）といていることや天平宝字四年（760）正月丙寅条の雄勝城・桃生城完成を祝した褒賞記事などから明らかである。
- (32)——前掲『秋田城跡出土文字資料集Ⅱ』181頁。「蚌形」は『延喜式』で出羽国府から秋田に向かう駅としてみえる「蚌方」のことで、現にかほ市象潟町に比定される。同時に出土した漆紙文書に天平宝字三年（759）の年紀を有するものがあるので、そのころまでには国府の所在した出羽郡方面から秋田まで海岸沿いに駅路が通じていたとみられ、開通時期がさらに遡る可能性も考えられる。
- (33)——伊藤武士『秋田城跡』（日本の遺跡）（同成社、2006年）177頁。
- (34)——新日本古典文学大系『続日本紀』3（岩波書店、1992年）329頁注19、および補注22-38参照。
- (35)——秋田城跡の調査成果については、伊藤氏、前掲『秋田城跡』のほか、『秋田城跡—政庁跡—』（秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所、2002年）、『秋田市史—通史編古代』（秋田市、2004年）、『秋田城跡発掘調査概報』（秋田市教育委員会）の関係年度分などを参照。
- (36)——今泉氏、前掲「秋田城の初歩的考察」
- (37)——鈴木拓也「天平九年以後における版図拡大の中絶とその背景」（『今泉隆雄先生還暦記念論文集 杜都古代史論叢』今野印刷、2008年）。
- (38)——宮城県文化財調査報告書第205集『桃生城跡 細谷B遺跡—三陸自動車道建設関連遺跡調査報告書V—』（宮城県教育委員会、2006年）。
- (39)——宮城県文化財調査報告書第191集『新田東遺跡—三陸自動車道建設関連遺跡調査報告書II—』（宮城県教育委員会、2003年）。
- (40)——村田晃一「三重構造城柵論—伊治城の基本的な整理を中心として 移民の時代2—」（『宮城考古学』6、2004年）。
- (41)——村田晃一「2004年、「陸奥北辺の城柵と郡家—黒川以北十郡の城柵からみえてきたもの—」（『宮城考古学』9、2007年）。
- (42)——拙稿「城柵論の復権」（『宮城考古学』11、2009年）。
- (43)——天平宝字四年勅の「跨_二大河_一、凌_二峻嶺_一、作_二桃生柵_一、奪_二賊肝胆_一」ということばが想起される。
- (44)——平川南「古代における東北の城柵について」（『日本史研究』236号、1982年）。
- (45)——今泉氏、前掲「古代東北城柵の城司制」。
- (46)——拙稿、前掲「秋田城の停廃問題と九世紀初頭の城柵再編」。
- (47)——拙稿、前掲「秋田城と城制」。

- (48)——秋田出羽柵段階は「柵制」というべきであろう。また宝亀年間に断続的に城司・常備軍が引き上げて「城制」が停止されたことについては⑨章3節参照。
- (49)——今泉氏，前掲「秋田城の初歩的考察」。
- (50)——森田梯「秋田城と出羽国府」（『日本古代の駅伝と交通』（岩田書院，2000年）。
- (51)——拙稿，前掲「秋田城の停廃問題と九世紀初頭の城柵再編」。
- (52)——「軍士」とは征夷軍の兵士のことで，ここは鎮狄將軍の率いる兵であって，常備軍とは区別される（鈴木拓也「古代出羽国の軍制」『古代東北の支配構造』吉川弘文館，1998年。初出は1992年）。
- (53)——平川氏，前掲「出羽国府論」，新野・船木氏，前掲『払田柵跡の研究』など。ちなみに新日本古典文学大系『続日本紀』5（岩波書店，1998年）155頁注12も秋田城国府説の立場から注釈を加えている。
- (54)——今泉氏，前掲「秋田城の初歩的考察」。秋田城国府説が「河辺府」を旧国府と考えたのは，「府」を国府の意味に解したからであるが，今泉氏が指摘しているように，『続日本紀』延暦二年六月丙午朔条には，雄勝・平鹿二郡に「郡府」を再建したという記述があり，郡家を「郡府」ともいったことが知られる。ここは，後述のように，「河辺」が秋田城下の住民の移住先とされていることから，秋田の南隣の河辺郡府のことと解さなければならない。
- (55)——拙稿，前掲「秋田城の停廃問題と九世紀初頭の城柵再編」。
- (56)——近年では，横手市雄物川町の造山遺跡が創建当初の雄勝城跡の有力候補とされているが，いまだ城柵遺跡として確定するにいたっていない。
- (57)——由理柵の創建時期は不明であるが，8世紀半ば以前に遡るとしても，推定地の由利本荘市まで40kmほど隔たっている。
- (58)——新野直吉「古代交易史上の日本海岸北部」（『日本海地域史研究』2，1981年），渡部，前掲「律令制下の海上交通と出羽」，蓑島栄紀「古代の陸奥・出羽における交易と交易者」（前掲『古代国家と北方社会』）など。
- (59)——蓑島氏，前掲「古代の陸奥・出羽における交易と交易者」。
- (60)——『青森県史 資料編古代一』（青森県史編さん室，2003年）160頁。
- (61)——阿倍比羅夫の北征記事には飽田・淳代・津軽の蝦夷の「虜」がみえる（『日本書紀』齐明天皇五年三月条）。
- (62)——多賀城碑によれば，神亀元年まで遡る可能性がある。
- (63)——蓑島氏，前掲「古代の陸奥・出羽における交易と交易者」。
- (64)——新野・船木氏，前掲『払田柵の研究』など。
- (65)——鈴木拓也「払田柵と雄勝城に関する試論」（『古代東北の支配構造』吉川弘文館，1998年。初出は1997年），熊田亮介「雄勝城と払田柵跡」（前掲『古代国家と東北』，初出は1997年）など。
- (66)——拙稿，前掲「秋田城の停廃問題と九世紀初頭の城柵再編」。
- (67)——熊田氏，前掲「蝦狄と北の城柵」。
- (68)——鈴木氏，前掲「払田柵と雄勝城に関する試論」。
- (69)——鐘江宏之「九世紀の津軽エミシと逃亡民」（『弘前大学国史研究』114号，2003年），同氏「元慶の乱と鹿角・津軽」（『十和田湖が語る古代北奥の謎』校倉書房，2006年）
- (70)——前掲『秋田市史 通史編古代』など。
- (71)——山本郡の初見は貞観十二年（870）であるが，802年の払田柵＝第二次雄勝城の造営に相前後して建郡された可能性が高い。
- (72)——小松氏，前掲「元慶の乱期における出羽国の蝦夷社会」。
- (73)——熊田亮介「九世紀における東北の地域間交流」（前掲『古代国家と東北』，初出は2000年）。
- (74)——渕原智幸「九世紀の「奥地」と元慶の乱」（『古代文化』60巻3号，2008年）。
- (75)——拙稿，前掲「秋田城下の蝦夷と津軽・渡嶋の蝦夷」。
- (76)——熊田氏，前掲「賊気已衰」。同氏『「元慶の乱」覚書』（前掲『古代国家と東北』。初出は1991年）。
- (77)——鐘江氏，前掲「九世紀の津軽エミシと逃亡民」。
- (78)——拙稿，前掲「秋田城下の蝦夷と津軽・渡嶋の蝦夷」。
- (79)——国府があった出羽郡がこの段階で「民夷雑居」とは考えがたいし，出羽国の交易の中心は秋田城であったとみられる。

（東北学院大学文学部，国立歴史民俗博物館共同研究員）

（2012年9月26日受付，2013年3月26日審査終了）

History of Akita Castle

KUMAGAI Kimio

Akita Castle is a *josaku* (government fortification) located in the northernmost domains of Japan and among the ancient *josaku* it is unique and of great interest in terms of significant changes to its historical background. This paper traces the history of Akita Castle, from the formation of Akita district through to the Gangyo War and clarifies its distinctive characteristics.

The foundation of Akita Castle originated with the creation of Dewa no Ki (a government fortification in the Dewa area), which was moved out of Ideha County and relocated to Akita Village in 733. Akita Dewa no Ki was positioned as a controlling stronghold in the northern districts governed in accordance with the *ritsuryo* codes; however, unlike regular *josaku*, its control of its domains was weak. Subsequently, due to a period of reorganization of *josaku* by the Nakamaro administration, Monou Castle and Okachi Castle were constructed, and at this time Dewa no Ki was renamed Akita Castle, and connected with Mutsu Province by a route on the post-station system, alleviating its isolated location to some degree. However, later, reinforcement of territorial control brought conflict with the natives of Ezo or the northerners, so it became difficult to defend, and in 770 the Dewa Province requested the closure of Akita Castle. The central government approved the request, but a little later the Thirty-Eight Years' War broke out, and residents in the castle area refused to move to Kawabe County in the south; for this reason, the closure of the castle was postponed.

The reorganization of *josaku* conducted in the reign of Emperor Kammu, aiming at controlling the Ezo mountain route marked a great turning point in the history of Akita Castle. Thanks to the construction of Isawa and Shiwa Castles the boundary of the Mutsu Province was finally expanded north to the same line as that of Akita Castle, and construction of Hotta no Ki (the secondary Okachi Castle) finally ended the isolation of Akita Castle. Moreover, Akita County was established and just like regular *josaku*, a two tier system of *josaku* control (castle head and county head) started. Afterward, the "castle area" governed by the castle head was expanded to the basin of the Yoneshiro River, and the government system of Akita Castle was massively strengthened. Consequently, this caused new problems: escapes of peasants to "the interior" and increased exploitation of Ezo villages in the castle area; although helping to develop society in "the interior" (the basin of the Yoneshiro River and Tsugaru region), also invited rebellion among those captives taken from the Ezo villages in the castle area, and before long, led to the

outbreak of the Gangyo War.

Key words: *Josaku* in the northernmost domains, stronghold in the northern districts, Dewa Kokufu, issue of castle closure, reorganization of *josaku*, castle area control